調第一五〇號

昭和十三年十二月

防共協定國國情調査　第四號

防共獨・伊の猶太人問題

外務省調査部

緒言

猶太人問題はナチス獨逸の排猶太運動以來、世界史的意義を有するに至り、今や世界の如何なる政治、外交、經濟の動向も、その背後に潛む猶太國際祕密力を把握することなくしてはその眞相を充分に理解し得ざるものとなつてゐる。特にこれは共產主義の禍害を防壓せんとする諸國にとつては最も重要な問題といふべきであらう。

本稿は、防共協定國々情に關する調查の一部として、當課囑託神谷　茂をして執筆せしめたるものなるが、稿中所說は多分に編者の私見を包合し居るにつき、右爲念附記す。

調查部第二課

防共獨・伊の猶太人問題

序　論

本調査員の本來の主題は「列强猶太人問題」であつて、之を大體半ヶ年の豫定で基本的に調査することになつてゐた。本員は之に就いて次のやうな調査方針を呈出し、之に基いて實際的調査に着手した。豫定表は次の如きものであつた。

一、一般的調査（猶太人問題の基本概念）

1. 猶太民族性
2. 猶太民族史
3. 猶太諸思想
4. 猶太諸組織及運動

二、特殊的調査

1. ヨーロッパに於ける猶太人運動及反猶太人運動（特に、獨・伊・英・佛・蘇及スペイン其他諸小國）

2. アメリカに於ける猶太人運動及反猶太人運動（合衆國・カナダ及南米諸國）

3. アジアに於ける猶太人運動及反猶太人運動（日・滿・支・印度・アラビヤ及アジアロシア）

三、世界猶太人問題の將來性と日本帝國の使命

この廣範な調査は半ヶ年では無理であることは云ふまでもないが、貧しい乍ら出來るだけの努力はしたつもりである。然しそれにも拘らず、個々の國別にすると、その調査は全く粗雜なものとならざるを得なかつたのであつて、例へば全調査が三百頁の書となつたとしても、獨逸又は伊太利等の個々の國については精々十數頁を出でなかつたのである。これでは調査は全く抽象的で上滑りにすぎないので本調査員としても甚だ不本意であつた。然るに十一月に入つて、調査の範圍を急に限定して專ら「防共獨・伊の猶太人運動及び反猶太人運動」を中心とすることになつたので、最後の一月は殆んど獨・伊の調査に從事した。斯のやうな問題の制限は眞に望ましいものであるが、既に豫定の期限が接近してゐたので、此の調査について若干の無理が生ずるに至つたのも亦止むを得ない所であつた。こんなわけで本調査の資料の大半は十一月半ばに入つて搔き集めたもので甚だ粗漏であり論旨も缺陷があるであらうが、本員の調査は初めに掲げたプランを貫徹することによつて一應完成するの

であるから、此度の報告は全くその過程をなすものとしてその點御諒承を願ひたいのである。

猶太人問題の困難さは一通りのものではない。猶太人の定義についいさへ今日ナチス獨逸とファッショ伊太利との間でも甚だ異つてゐる位である。二千年間亡國流浪の猶太人を血によつて一般的に區別することは實際上殆んど不可能である。だからこそ猶太人の定義は各國各樣に、その時の都合によつて決定することが出來たといふものである。獨逸でも伊太利でも、その新しい猶太人の定義決定前迄は猶太人をその宗敎（猶太敎）を中心として決定したのである。そしてこれは歐米一般の猶太人規定である。卽ち猶太敎を信奉する父親の子にして猶太敎徒たるものは猶太人と看做れる。その子が改宗すれば猶太人とは見做されない。だから嚴密に云へば無宗敎者、無神論者、共產主義者などは最早猶太人ではないと云ふことにさへなるわけであらう。併しこの種のものは大部分が心的な問題であるからその當初猶太人敎徒として割禮を受け、しかも特に改宗の手續をとつてゐないものは無宗敎者と雖も猶太人と看做すのであらう。猶太人の子であつても改宗者は猶太人でない、といふことは甚だ不合理である。國籍の如何を問はずさうなのであるから猶更らである。しかし固有の國家を持たず、諸國に於て數千年間混血し來つた猶太人を識別するには、この方法による以外には致し方がないのである。だから之が古くからの慣例となつたのである。尤も猶太敎がその固有の「選民」意識を中心とするのであるから、猶太敎信奉者が猶太の血の純血を保持し來つたことは、絕對とは云へぬまでも可成り根

據のある事柄である。とすれば、猶太教による區別が一旦成立した以上は、その父より生れたものは改宗の有無に關せず猶太人と見做してもいゝ筈ではないか、といふ議論が成立つ、又實際こうした立場から猶太人口を計算した統計も相當にあるのであつて、我々にとつては、むしろその方が理解し易い位である。實際に於て、飽くまでも猶太教に固執して猶太人を規定しやうとする見解は、猶太教猶太人自身の見解の影響を多分に有したものであつて、猶太人自身は嚴密にこの見解に立つてゐる。然し勿論これは、他面に於てキリスト教徒自身のコスモポリタニズムにもよるのである。

だからナチスやファッシストが、新しく猶太人の定義を規定したからと云つて、さうすること自身には何等の不都合はないのである。たゞ我々日本人としては、猶太人と云ふ概念には色々の意義があるといふこと、ナチズムとファッシズムとに於てさへもその定義が甚だしく異つてゐるといふこと、更に之が「民族」としての猶太人となると又別個の問題としての幾多の困難があること、及びこれらの見解の相違はどこから生じたといふことを充分に理解して獨自の公正なる見解に立つべきであるといふことを忘れてならないのである。

資本主義を革新し共産主義を克服せんとする帝國は、ナチズムやファッシズムの公式的輸入も亦警戒すべきであらう。皇道日本は猶太人問題についても亦獨自の創造的見解を有しなくてはならぬ。皇道にファッシズムそのまゝの猶太理論をくつつけるのは木に竹を接ぐやうなもので、獨逸に比して遙

かに不合理なものとなるのであらう。ムッソリーニでさへも伊太利の民族原則並に猶太人政策がナチズムに對して獨自の立場を形成することを力說してゐるではないか。

日支事變及び東亞協同體の問題を續つて、我國にとつても猶太人問題が益々重要化しつゝある今日この點は特に心すべきことであるといはねばならない。ナチス(或はファッショ)が、「資本主義を革命し、共産主義を打倒する」爲に採り上げた猶太人問題をそれぞれの國の特殊性に結びつけて檢討し、之を革新日本の獨自の見解に迄導くことが目下の急務であると思ふ。ナチズム、從つてその猶太人政策が現在のまゝの姿では一種の民族的エゴイズムに陷る外のないこと、それは正しい日本精神によつて是正されるときはじめて、その全體主義を貫き得ることは明かである。(日獨同志會パンフレット第四輯參照)ナチスの「非合理主義」に對して、伊太利がその民族原則に自然科學的色彩を濃厚にしてゐる(伊太利「人種宣言」の製作者は殆んど全部自然科學者である)點は注目すべきであるが、元來、民族問題は信仰又は自然科學上のみの問題ではなくて、實に國際政治、經濟、文化の問題として又文科科學の對象ともなり得るものであるから、朝鮮、臺灣民族を融和し、更に東亞協同體を建設すべき日本帝國の立場としては特にこの異民族問題に愼重なる注意を必要とするのである。現に獨逸に於ても一九三七年二月十八日に發布された新徵兵令は、半猶太人及び四分の一混血猶太人の青壯年を軍務並に勞働奉仕に服せしめることゝしたので、これらの猶太人は「非アリアン人」としての排斥

から除外されることになる等の事があり、ナチスの猶太論も、獨逸國家の進展につれて、公正に處置されざるを得なくなるのではないかと考へられる。斯かる一面は更に仔細に調査檢討を要するものである。

第一章　獨逸に於ける排猶太政策

ナチス獨逸に於ける猶太人排斥運動は、その本質に於て二十世紀的現象である。と云ふのは、それが第一次世界大戰後の世界資本主義の極度の矛盾と混亂に對して、資本主義の改革、共產主義打倒を標榜する一個の新しい運動に結びついてゐるといふことである。

獨逸が革命反對の立場から猶太人を之に結びつけて排斥したのは何も此度のナチスが始めてだといふわけではない。フランス革命の波が全ヨーロッパを席捲せんとしたとき、當時のプロシャは、ロシア、オーストリアと共に所謂「神聖同盟」を締結してフランス革命の影響に對する防波堤たらしめたが、これは同時に猶太人に對する同盟諸國の立場にも關係することであつた。蓋し、封建制度下のヨーロッパ諸國に在住してゐた猶太人の多くは、「自由、平等、友愛」を標榜する革命運動に參加し、又はこれを支持することによつて、自已の隷從狀態を解放しやうとしたからである。事實、歐米のブルジョア革命には多數の猶太人、又は猶太人の主催するフリー・メーソン結社員が樞要な地位を得て活躍して居り、革命後の各國新政府は、猶太人に對する種々の制限を徹去して彼等の市民權を認めたのである。

然し、今一つ見逃してはならぬ事がある。それは實に、右の「神聖同盟」が、當時の一般的革命情

勢の中に漸く勢力を增大し來つた共產主義に對する防壁をも形成したといふことである。「ヨーロッパには共產主義の怪物が徘徊してゐる。各國の支配階級はこの怪物を退治するために神聖同盟を結んだ。法皇とツアールとが、メッテルニッヒとギゾーとが。」と、マルクスの「共產黨宣言」には書かれてある。當時の共產主義運動の中には、所謂「科學的共產主義學說の創始者たるカール・マルクスをはじめ、ラッサーレ、ハイネ、レヴィ等の著名な猶太人が參加してゐたことは周知のことである。ビスマルクの「社會黨鎭壓法」が、獨逸の共產主義的猶太人にとつて何を意味したかは云ふまでもあるまい。

然し、これは資本主義が世界的に興起して洋々たる前途を望んでゐた時代のことである。今日、共產主義に結びつけて排猶太政策をとりつゝあるナチス政權は、往年の如き半封建的な民族ブルジョアジーの代表者ではない。だが、歷史は、或る意味に於いて廻轉的發展をなす。從つて我々は、上記の十九世紀的排共產主義、排猶太政策の中に現代ナチズムのそれの萠芽的形態を見出し得ることは、恰も現代の共產インターナショナル運動が、遠くフランス革命の眞只中に早くも發芽したのを見る如くである。

然し、ナチズムは、前に一言せる如く、世界資本主義の拾收すべからざる矛盾のさ中に生れ出た一個の新しい運動であり、特に獨逸に於いては、大戰後のサヴェートの出現と崩壞、弱體なる社會民主々

義共和政府の下に於ける階級相剋の混亂と荒廢を打開して、敗戰國として諸外國より抑壓されつゝある獨逸民族を救濟せんるする民族解放の理論及運動として現はれてゐる所に特種の意義を有してゐる。

第一節　ナチズムの民族理論

ナチスの猶太人排斥運動の理論的根據は、先づ第一に、ナチズムの民族理論に在る。この理論が實際に生じ來つた社會情勢と、その眞の意義については後に述べるが、玆では先づ、その民族原則に一瞥を與へることゝしやう。

今日、ナチズムの「聖書」であるかの如く見做され、現代獨逸國民の信條となつてゐるA・ヒットラーの Mein Kampf（「我が闘爭」――その初版は一九二五年に出版された）には次のやうに記されてゐる。

「民族的世界觀は、人類の意義をその種族的元素の中に認める。この世界觀は、國家に對して原則的には單に目的の爲めの手段のみを認め、國家の目的は人類の種族的存在の保持にあると考へる。同時に、種族の平等性を斷じて信ぜず、種族の多樣性と共に、各種族に對してより高き、或はより低き價値を認める。そしてこの認識に基いて、宇宙を支配する永遠の意志に從ひ、より良きもの、より強きものゝ勝利を促進し、より惡しきもの、より弱きものゝ從屬を期待すべき義務を感ずる。それは又

原則として人間は貴族的なものであるといふ根本思想を有し、然もこの法則は、最後の一人に至るまで、すべての人に妥當するものと信ずる。」

かゝる種族原則に基づいて、ヒツトラーは更に、アリアン民族と猶太民族とを對比する。アリアン民族と猶太民族とは、その本質に於て絶對に相異るのみでなく、實に「アリアンの正反對が猶太人である」といふのである。

アリアン民族は、歴史が證明する如く、征服者であり、理想主義的であり、天才的な高等民族である。アリアン民族は元來遊牧民であつたのが、時代と共に定住者となつたのであつて、遊牧民の有する理想的生活概念、よりよき發展の基礎となるべき「仕事」の概念を有してゐる。

之に反して、「猶太民族は遊牧民であつたことは一度もなく、いつも他國民の體內に寄生してゐた」のであり、「いつも自分の種族のために、新しい營養地域を探し求めてゐる。」猶太人は「種族の維持と增殖のための生きた有機體である」國家を有しない。「明確な境界を有する國家といふ概念は、つねに國家內の民族といふ理想主義的感情を含んでゐる」ものであるが、猶太人は、かゝる概念も國家も有せず、從つて、その上に築かるべき固有の文化を有しない。「かくて猶太民族は、種々の明確な智性を有してゐるにも拘らず、眞の文化を有せず——彼等特有の何物をも有しない。猶太人が今日、如何なる文化を有してゐる如く見えやうとも、それは本來他民族の財産なのであり、然かもそれは猶

太人の手に渡つて腐敗せしめられてゐるのである。」

猶太人は熱烈なる民族意識「選民」意識を有してゐるが、それは惡魔的なエゴイズムであり、彼等の智性は「狡智」である。從來猶太人の天才が非常に多いと云はれてゐるが、それは主として宣傳の力であつて、今日世界の主要なる宣傳通信機關の大部は國際猶太人の手に握られてゐる。

猶太人は自己の目的を達するために、資本主義を利用し、共産主義を創造して世界民族を崩壞せしめんとしてゐる。分裂主義、享樂主義、虛僞、怠慢、馬鹿々々しさ、——これらはすべて猶太人の手段である。以上によつて、獨逸民族に對する「猶太民族の思想方向は、明瞭である。卽ち彼等は、獨逸のボルシェヴキ化を完成し、これによつて獨逸の智識階級を絕滅し、かくて猶太世界經濟の支配下に獨逸人の勞働生產力を隷屬せしめんとしてゐるのである。」

以上が大體に於てヒットラーの民族觀、從つて猶太人觀であり、現在ナチス・獨逸の猶太人排斥運動の思想的根據は、實に玆に在ると云つてよいのである。

玆に甚だ興味あることは、ヒットラーが猶太民族を論してゐる內容が、猶太シオニズムの根本思想を示したものと云はれる「シオンのプロトコール」に甚だ符合してゐることである。確かに、誰でもプロトコールの內容をそのまゝ一個の事實として肯定するならば、ヒットラーと同じく「測り知れぬ力を持つ運命 Schicksal が我々人間の知り得ざる理由によつてこの少數民族の最後の勝利を豫定した

のではなかつたかといふ、一つの陰欝な疑問」に襲はれ、或は恐らく、ヒットラーと同じく「狂信的な反猶太主義者」(ヒットラー)となるでもあらう。それほどプロトコールの内容は、猶太民族的利己主義に充ち滿ちてゐる。

然し、何故、特に獨逸に於て、現代の排猶太運動が口火を切り、然かも斯くも猛烈に行はれるに至つたのであらうか。我々は、獨逸に於ける猶太人問題の本質の究明の眼を茲に注ぎ、これによつて、ナチズムの民族理論、特に反セム主義を批判的に理解しなければならぬ。之によつて、ナチス政府の猶太人排斥運動の「政策」的意義が明かとなるのであらう。

ナチズムの猶太人觀は、その論旨に於て徹底してゐる。猶太民族を惡魔的なるものとして、徹底的にアリアン民族に對立せしめ、或は帝國主義的資本主義はすべて國際猶太財閥の猶太世界經濟建設の表現であるとなし(例へば Alfred Stosz: „Der Kampf Zwischen Juda und Japan.“ München, 1934. 佐竹麟太郎邦譯「猶太と日本の戰ひ」あり)、又他方に於て「ボルシエヴィズムの跋扈は、畢竟猶太人の陰謀に外ならぬ」(一九三六年九月、ニュールンベルグ黨大會に於ける、ナチス外交部長ローゼンベルグの演說參照。Berliner Börsen-zeitung.)となして國際共產主義も亦すべて猶太人に歸するが如きが之である。

かゝる見解は、民族の急迫せる危機から來たもので、その限りに於て或種の民族的エゴイズムが見

出されるのであるが。これは極度の危機から獨逸民族を救出して正常なる發展に向はしめる出發點としては止むを得ざる次第であつたと云へやう。併しいづれにしてもこの危機の打開と共に、その民族論の合理化が行はるべきは必然でなければならない。

第二節　ナチス民族論に對するカソリック敎會の鬪爭

ナチス民族理論に對する反對は、共産主義及び資本主義的自由主義の立場からなされてゐるが、共産主義の徹底的掃蕩後の獨逸に於て、猶强力な對立的見解を持してゐるものにカソリク敎會がある。カソリックの民族的原則、そのファッシズムに對する批判は、別章伊太利の排猶太運動の項で紹介して置いたから、玆では特に述べない。

宗敎改革後プロテスタントの勢力增大して、カソリック敎會はその封建的勢力を相當に減じたが、一八七一年、獨逸帝國の統一後に於いても、南方獨逸のカソリック敎徒は、ローマ敎會の援助によつて、ビスマルクを首とする獨逸政權に對して、宗敎に對する國家權力の干涉反對の、いはゆる「文化鬪爭」を行つた。併しこの鬪爭は、前節で述べたやうに恰も共産主義の影響下に發展し來つた社會黨に對する對抗上、ビスマルクの妥協によつて一八八〇年に終熄を告げ、翌八一年、カソリックは獨逸中央黨を結成して近年に至つたものである。

今日ナチスは、單一敎會設立の案を有してゐるが、之が實行の第一段として彼等は一九三二年、獨

逸基督者信仰運動 ,,Glanbensbewegung Deutsche Christen" を結成した。その宗教政策が、嚴に獨逸的な、民族主義世界觀に立脚するものであることは云ふまでもない。獨逸の全體主義にとつては、獨逸的特殊的ならざる一切の普遍的なるものは排撃される。ナチスはその意味では、嚴密には宗敎一般に對立してゐる。ヒツトラーは在來の如何なる宗敎にも歸依してゐない。

然るにクリスト敎會、特にプロテスタントに比してより多く非獨逸的であり、ヴァチカンを中心とする、コスモポリタン的宗敎であるカソリツク敎會は、ナチスの民族理論に對して强力に對立したのである。然もカソリツクは、その敎會及敎理と統一的であるところの「政治的カトリシズム」の表現としての中央黨を有してゐたので、この對立は又、政治的對立ともなつてゐた。この點、プロテスタント、特にルーテル敎會は、獨逸の國敎的性質を獲得してゐたので、近代の政治的變革には、相當の順應性を有してゐる。

一九三三年一月三十日、ヒツトラーは獨逸宰相となり、玆にナチス政權はその第一歩を踏み出した。之に對して、獨逸のカソリツク敎司祭等は一致して中央黨支持を宣明した。

三十三年二月一日、ナチス政權は一切の宗敎敎派をナチス黨の統制化に置くことを宣言して以來、ナチス政權とキリスト敎會（カソリツク並にプロテスタント）との對立抗爭は公然たる姿となつて現はれた。多數の獨逸カソリツク司祭が右の宣言に反駁を加へたが、就中特に問題となつたのは、次に揭

げるナチス黨綱領第二十四條であつた。

ナチス黨綱領第二十四條

「我々は、國家內に於ける一切の宗教的信仰に對して、それが國家の存立を危殆ならしめず、又はゲルマン民族の倫理感及び道德感と抵觸せざる限りその自由を要求す。かゝるものとしての黨は、或る一定の信仰に拘束せられずして、實證的キリスト教の立場を代表す。黨は內部的にも外部的にも猶太的唯物論的精神に對して抗爭し、合せて我國民の永久的救濟が次の原理に基いて內部的に行はるべきことを確信す。卽ち公共利益は私的利益に優先す。」(G.Feder, Das Programm der NSDAP. und seine Weltanschaulichen Grundgedanken, 1935, s.18.)

マインツの僧正局は、右の綱領條項は、カソリクの人道精神、宇宙主義に抵觸するとなして警告を發した。卽ち、斯の如き冒瀆的なる强權に對して、カソリツク教徒が正規のナチス黨員たることを禁じたのである。カソリツク中央黨は、ヒツトラーを主班とする內閣に協力することを拒絕し、カソリツク諸團體も協調を拒否し、司祭の多くも亦反對宣言を發した。

三月五日の總選擧によつて議員の過半數を獲得した後、同二十三日、ヒトラーは、議會に於て、キリスト教々義は獨逸國民生活の安寧の保持上最も重要なる要素の一であること、並にナチス政權は獨逸キリスト教と諸國家間の既存の協約を尊重すると述べた。又同時にヒツトラーは、ローマ法皇に對し

て「獨逸國民の道徳的更生の爲には、キリスト教の實力を不可缺のものと思惟するを以て、余は貎下との親善友好關係の益々增强されんことを切望する」と聲明した。これによつて、ナチス政權とカソリックの對立は一時少康を得たので、獨逸の全司祭の署名になる司祭書翰が、六月三日公布され、カソリック敎徒が新政權の下に立ち臨むべき一般原則を規定した。それは、復讐的な非基督敎的政策、並に排他的民族概念について警告し、尙、民族主義的敎會の理念に反對して、敎會の自由を要請するものであつた。この要求に對してナチス政權は特別に反對しなかつたので、七月二日、樞密官 Cardinal Pacelli 及び、國務大臣にして副總理たる Von Papen との間にコンコーダート (Konkordat ——ローマ法皇と國家との條約のこと) の調印を了した。それは、原則としてカソリック敎義の遵奉の告白及び公然たる實踐の自由を確認し、之に關する宗敎自治について可なり廣汎な保證を與へるものである。このコンコーダートは一九三三年九月十日、ナチス政權とローマ法王との間に正式な批准が行はれることによつて確定した。

右のコンコーダートには一つの條件があり、それは、右の如きカソリック敎の是認、保證の代りにカソリック諸團體は、何等の政治的團體にも關係しない、といふことであつた。(Hoche, op, cit, s. 524 "Konkordat, Art. 31.) 又當時の獨逸の特殊事情よりして、及び右コンコーダートの約款よりして、ローマ法皇は僧侶の政黨員たること並に任意の政黨への積極的支持を禁止すべしと規定された。

目次

(" Konkordat. Art. 32.)

右に基いて、約半世紀の長きにわたつてその政治的地盤を築きあげたカソリック中央黨は、同年七月五日を以て解黨するに至つた。カソリック教徒の支持のあつたバイエルン人民黨(Bayrische Volkspartei)も間もなく解散した。これは實に國政から宗教、特にカソリック教を引離す上に於けるナチス政權の實質的勝利を示すものに外ならない。(以上は主として、堀豐彦氏「ナチス全體主義國家とカソリック教會」――國家學會雜誌第五十二卷第四號――に依つた。)

然し乍ら、これによつて、カトリック教とナチズとの對立が解消したと考へるのは早計である。この兩者はその思想的原理に於いて、殆んど相容れないものがある。元來宗教に對して餘り關心を持たないヒットラーも宗教統制の立場から一般キリスト教的信條について云々せざるを得なかつたのであるが、キリスト教の聖書と猶太教との不可分の關係を否定するためには多大な困難を伴ふのである。特に、舊約聖書の取扱ひは然りである。

ナチスの政權獲得以來五ヶ年の間、この舊約 Old Testament を非猶太的、又は猶太的なものとして、こなし去るために種々の努力がなされた。ルーデンドルフ Ludendorff とその追從者等は、バイブルと共にキリスト教をも、獨逸北方民族に課せられた東洋的迷信或は信仰として拒否した。他の人々は、今日の猶太人は聖書の時代のイスラエル民族とは關係がないと斷定した。この說によれば、ダ

ビデや豫言者等の宗敎は、エヅラ Ezra やネヘミヤ Nehemiah の嚴格な律法によつて繼承され、タルムード（Talmud ―― 猶太敎の聖典）の詭辯に終はつてゐるのだから、猶太民族は舊約聖書を猶太的理想を反映した書だと云ふ權利もなく、又それを神及び正義の猶太的概念の反映した書だといふ權利もない、といふのである。

更に他の人々は云ふ。舊約の多くの部分は獨逸人にとつては興味がない。その多くの部分は低級化してゐて學校で使用するに適しないが、併し或部分は尙使用し勉學して利益を得ることが出來る、と。この種の中途半端な辯護者等は、舊約の中には若干の北方的要素があつて、それを他民族が借用したことが明かであつて、その部分は、セム的な外觀を呈してゐない、と主張してゐる。

然し乍ら、一部の僧侶、學者は別として、一般大衆にとつては、舊約の內容そのものは問題であつても、それが猶太的であるとか、無いとかの問題は大した興味がなかつた。そこでナチスの指導者等は、舊約の歷史性を無視して、猶太敎をキリスト敎から完全に切り離し、前者に先天的な犯罪敎だといふ烙印を押しつけたのである。ヒットラーは「我が鬪爭」の中で猶太敎は、猶太の民族的純粹性を維持せんとする諸律法の集成であつて、宗敎の價値はないと記してゐる。（以上は主として "Jews in Germany" by Leonard G. Montefiore. ―― "National Review." January. 1938. に依る。）

ナスチ的世界觀が、カソリック的敎儀と相容れざることは正に右の如くであるが、ヒットラーに重

用されてゐる、アルフレッド・ローゼンベルグの著「二十世紀の神話」は、ローマ教會に於ては禁書目錄に登記された。(Osservatore Romano, 1934. 2. 14.) 又獨逸カトリック敎會は、中央黨の消解後、「ヒットラー・ユーゲント」に對抗して、コンコーダートの規定に從つて「カソリック・ユーゲント」を結成する等その對立は蔽ふべくもないが、一九三五年十二月には、カソリック青年團も解散されて「ヒットラー・ユーゲント」に統合されるに至つた。然し、これは、カソリックとナチスとの完全な融和といふよりは、より多く、ナチズムの內的對立と見らるべき面を有してゐると云つた方が眞實に近いやうである。この兩者の世界觀の對立は、合理的に解決されなくてはならぬ。

第三節　ナチスの排猶太政策

ナチスは上記のやうな民族的原則から、獨逸國內の民族の純潔を保持するために徹底的な猶太人排斥の政策をとつた。卽ち、先づ、「獨逸人の血と名譽とを保護する法律」に依つて、獨逸人と猶太人との婚姻、並に婚姻外の性交を禁止し、猶太人の家庭に於て獨逸婦人を雇用することを禁止した。猶太人との雜婚によつて生れた子供等は、「ヒットラー・ユーゲント」に加入することが出來ない。「ヒットラー・ユーゲント」の成員でなかつたものは、實際生活上、徒弟奉公にも産業生活にも入ることが出來ないのである。

一九三三年四月七日の「官吏身分保證復活に關する法律」に於て、猶太人の官公職を剝奪し、總て

の大學其の他獨逸國民全體の利益を目的とする自由職業に猶太人を入れることを拒否した。のみならず、猶太婦人を妻に持つキリスト教徒の教師、教授、新聞雜誌記者等は、その妻を離婚しなければ、その職を免ぜられるのである。

その他一九三五年九月十五日制定のニユールンベルグ法等、實際上殆んど無數の法律、命令によつて猶太人を獨逸國外へ驅逐するのに全力を擧げてゐる。

ナチス獨逸の猶太人排斥は、十九世紀のそれと異つて著しく組織的で、ラヂオ、新聞、雜誌、集會學校、々々はすべてその武器となつてゐる。反セム主義の組織的敎義は、小學校より大學に至るまでの青少年に課せられて居り、學校の敎程には必ず猶太民族の罪惡史が取扱はれてゐる。敎師の手帖には、各學科に關聯したあらゆる民族理論の參照が指示されてある。數學の時間にさへ、一般人口に對する猶太人口の割合と、例へば一九三三年に於ける猶太人の博士の比などについて質問することが出來る。歷史科では、ヴエルサイユ條約に對する猶太人の責任を問ふことが許され、英語科では、英國のフアツシストで反セム主義者である Sir Oswald Mosley の著書が飜譯される。猶太人排斥の熱心な敎師は、國民社會主義敎師組合から、物質的な援助さへ受けることが出來る。勿論、學校の圖書館の藏書を含む官の書名表中では反セム主義の書が斷然優位を占めてゐる。

最も倫理的、科學的であるべき學校の敎科が此のやうであるから、他の方面に於ける排猶太運動の

猛烈さは押して知るべきであらう。特に官憲から默認された私的行動に於ては一層のことである。ナチスの政權獲得以來についてさへも、此等のあらゆる事實、事件を玆に摘記することはその煩に堪へない。然し兎に角、ナチス政權下の獨逸の排猶太人の實際について一應の概觀を試みることは必要であるから、玆では、極く最近の事柄について年代記的に記して見やう。

第一款　經濟的制限

一九三六年七月九日、大藏省は新婚者が國家から借入れた結婚資金を獨逸市民の商店から家具を買入れるために使用しなければならぬとの命令を發した。これは云ふまでもなく猶太人商品のボイコットの合法化の一つであると見て差支へない。同日、猶太人文化委員 Hans Hankel 氏は、獨逸に於ける映畫劇場の所有者には、もはや猶太人は存在しなくなつた、と聲明してゐる。

七月十三日の「アングリッフ」紙 „Der Angriff." によれば、當局は、猶太人の襤褸商人及び襤褸拾ひは「無責任である」との理由で、彼等に許可免狀の再交附をしないとのことである。この職業は獨逸產業へ原料を供給する一部門としての廢品の蒐集に重要なものであるが、上記の法令によつて、數千の中・下層猶太人はその生活を失ふことになつた。「アングリッフ」紙によれば、この仕事はヒットラー・ユーゲントによつて行はれることになつたと云ふことである。

一九三六年九月二十四日、猶太人及びカソリックの職業紹介所は、同年十二月三十一日以後その活

動を停止すべく命令された。これによつて一九三七年以後は猶太人及びカソリック教徒たる失業者は、「ナチス勞働戰線」の國家職業紹介所に於て仕事を求めなくてはならなくなつたが、これによつて種々なるハンディキャップが附されることは云ふまでもない。

一九三六年十月初旬、ポメラニヤ（Pomerania——北方獨逸、ポーランドに接する州）當局は、獨逸人は猶太人に食物を賣つてはならぬとの命令を發した。グロヴィッツ（Glowitz——北方獨逸、レバ海附近の都市）のナチス指導者も亦、猶太人に食を與へてはならぬと警告した。特に農民は、彼等が猶太人と取引してゐることを發見された場合には、その地を追放するか、又は重い罰金に處せられると云ふことを注意された。

十月四日、帝國文化省は、伯林の猶太人美術商等に對して、一九三六年中に彼等の商品を賣却してその商賣を解消すべきことを命じた。數日後、すべての猶太人販賣者は、自己の顧客名簿を「獨逸勞働戰線」へ提示すべく命令された。これによつて猶太人と取引を繼續しつゝある「アリアン人」の裏切者をブラック・リストに登記せんがためである。

十月十八日の「アングリッフ」紙は、猶太人所屬と目されるデパートメント・ストアを黨の統制のために驅逐せよと主張した。同紙は、多くの猶太人デパート、例へば、ヴェルトハイム、ベルリン等の大デパートメント・ストアが反猶太的ボイコットを避けるために僞瞞的に「アーリア化されてゐる」

と宣明してゐる。十一月には國家會計官の會議がワイマールに於て開催され、猶太人商會の「經濟檢査」"economic examination."を行ふことによつて、現在法規の範圍內で猶太人企業を排除する計畫が立てられた。これらの「經濟檢査」は、ヒットラーの獨逸自給自足經濟四ヶ年計畫の線に沿ふて行はれるものである。同月獨逸內の猶太新聞は、土地所有者たる猶太人は一九三六年末迄に、その低當を受戾すべく要求されたと報じてゐる。その要求は、猶太訴訟人との關係を終了した公立銀行の希望に動機づけられたものだと云はれる。

十一月二十九日、大藏省は、その雇用員に對して、十二月二十日迄に、彼等自身及びその配偶者の民族的出自の完全な證明を呈示することを命じた。その命令によれば、官吏は自己及びその同僚の民族的純潔を明かにしなければ、昇給を期待することは出來ない。その翌日、「勞働戰線」は例年の通り、前クリスマス運動を始め、猶太人所有の商店以外の店主等を支持し始めた。「アリアン人」の店は、猶太人の店と區別するために「勞働戰線」の印をつけなければならなかつた。十二月四日には、ナチス官公印刷物局は、製造業者達に對して、猶太人へのクレヂットを擴大してはならぬと警告した。その聲明は、更にそれらのクレヂットは、公私の發行に拘らず國家に屬すべきもので、若し猶太人が移住する場合に支拂をしない場合には國家の損失となると附加へた。

十二月十八日に、ブレスロウのナチス當局は、前クリスマス・反セム主義ボイコット運動を援助し

て、民衆は猶太人を後援してはならぬとの要求を附加へた猶太人店舗の完全なリストを發行した。
一九三七年一月一日、前記九月に發表された當局の命令によつて、獨逸に於ける猶太人團體の職業紹介所は解消せしめられた。これは、ひとり猶太人失業者にとつて大打撃である許りでなく、他方に於て猶太人商館を、たゞ「アリアン人」のみを援助する國家勞働紹介所に依存せしめることになる。
同月、書店を所有する猶太人は三月三十一日迄にその營業を解消すべしと命令された。各大都市に一つ宛の猶太書店が、たゞ猶太人の取引のためにのみ許される。三月には、キルヒハイム（Kirchheim）及びワイルハイム（Weilheim）兩市の市當局は猶太人家畜取引商人に地方市場に加入することを禁じた。

第二款　猶太人を束縛する通貨規定

一九三六年七月、多數の猶太人資本家は、73％の損失をし乍らその資本を獨逸から他の國へ移送し始めた。それは、ベルリンに於けるオリンピック大會後の、新たな、より大なる困難を恐れたからであつた。銀行集會所の見積りによれば、ナチス當局の許可を得て、單に一週間だけで國外に運び出された猶太人の資本は、少くとも五百萬マルクに達する。
政府は、資本輸出志願者から、移住税その他の支拂として、資本金額の殆ど四分の三を徵收する。
一九三六年九月二十四日に、獨逸政府と獨逸シオニスト聯盟とは特殊の移送契約を締結した。それ

によれば、獨逸の猶太人は、シオニスト執行委員會が活動してゐるパレスタインの猶太植民協會のエイジェンシイに投資するために二百五十萬マルクを送金することが出來る。この契約によれば、獨逸猶太人投資家等は二十五ヶ年間に資金の拂戻を受けるのである。そして、此の同じ契約によれば、かくして投資された資金は、該エイジェンシイが必要とする諸材料を獨逸國內で購入するために消費しなければならない。

十月二十九日、通貨兩替所は、コンミユニケを發表して、「少額資金を有する人々の移住を、從前より一層廣範圍に促進するために」、猶太人は50%の割引で、八千マルク迄資本を引き出すことが出來ると稱した。規定によれば、右資本は八千マルクを超過するを得ず、移住者は二ヶ月以內に獨逸を去らねばならず、且つ、彼は再び獨逸へ歸國しないといふ「獨逸猶太人救助聯盟」の證明書を有してゐなくてはならぬ。

十二月二日の「ニユーヨーク・タイムス」ベルリン通信によれば、永久に獨逸國外に出る疑ひのある獨逸猶太人の財產は、flight tax の支拂なしに永久に外國へ出て行く疑ひのある市民の財產を抑留し管理する權限を爲替管理局に附與する新法律の實施以來、法律的形式によらずして抑留されることになつた。何故なら該法によれば、疑義認定の理由を述べる必要なしと規定してゐるからである。

第三款　其他の市民的自由に對する制限

一九三六年七月二十五日、フランクフルトの祕密警察は、公の集合所のヘブライ人による使用を禁止した。公の集合に於ける演說はすべて獨逸語でしなければならない。それから二日の後には、猶太人戰線戰士協會に對して、歐洲大戰で盲目となつた協會員は、もはや協會員外の同じ盲者と同樣の特權を受けられぬといふことを公式に通告された。

八月四日、獨逸聯邦裁判所は、猶太人が共作したキネマ・フィルムは、たとひそれが獨逸で製作されたとしても、外國映畫と同樣の制限を受けることになつたと聲明した。

八月十日、獨逸軍艦に救助されたスペンからの避難獨逸系猶太人等は、獨逸歸還後集合キャムプの中へ幽囚されてゐたことが明かとなつた。

九月二十九日には、次のやうなことが放送された。卽ち、猶太人は陸軍に入ることは許されてゐないが、それにも拘らず十八歲から四十五歲迄の猶太人にして帝國から移住したいと希望するものは、軍務から免除するといふ證明書を陸軍省から受けねばならないのである。十一月四日新聞發行者協會で發せられた命令によれば、獨逸新聞は猶太人の宗敎的奉仕に關する報告並に廣告を掲載、出版することを禁止された。

十一月二十三日、獨逸の旅行免狀を有する猶太人等がベルリンのゲシュターボ（祕密警察）本部に召喚され、二十四時間以內に獨逸を退去すべしと命令された。

一九三七年一月十三日、バヴァリアの文部省は、同州の第二次級諸學校に於けるヘブライ語の諸科目を廢止した。二月十八日に發布された新徴兵令によれば、半猶太人及び四分の一混血猶太人は、軍務並に勞働奉仕に服す義務が生ずる。この新徴兵令は、たゞ「アリアン人」のみが積極的な軍務に服すべきだといふ一九三四年五月二十五日實施の法規の改正である。だから、二人以上の猶太人祖先を持ち、猶太敎を認める以外のもので、軍隊に入り勞働奉仕を行はふといふ目的を有する者は、もはや、「非アリアン人」と看做されないで濟むことにならう。

三月二十二日には、混血猶太人は政府の命令によつて、洗禮を受けた猶太人の團體たる「セント・パウル聯盟」から追放された。彼等は、猶太文化聯盟へ加入するやうに注告された。四月十一日、ヴィルヘルム・フリック氏（内務大臣）は猶太人の市民權を剝奪する命令を發した。五月九日、文部大臣ベルンハルト・ルスト Bernhard Rust は、獨逸猶太人は、獨逸大學から學位を得ることは出來ぬとの命令を公表した。（以上 "American Jewish Year-book." Vol. 39. 1937-1938. による。）

以上の外、獨逸猶太人の團體生活、私的生活等に關する制限や抑壓及び之に伴ふて發生した諸事件を一々列記して居れば、實際上殆ど際限がないので、一先づこれ位で切り上げることにする。

第四節　獨墺合併並チェコ問題と猶太人排斥運動、その他

第一款　アンシュルスと猶太人問題

一九三八年三月十二日、全ヨーロッパを震撼させた獨墺のアンシュルスは突如として實現した。これは一時、さらでだに慢性的なヨーロッパ戰爭の危機に、今一つの噴火口を形成したかに見えた程重大な問題であるが、之については既に多く論ぜられたところであり、本來私のテーマでもないから、此處ではこの合併に伴ふ猶太人問題について若干の資料を提供するにとゞめる。

この合併は疾風迅雷的に遂行されたとは云へ、實際に於ては、一九三三年のナチス政權の成立以後の獨逸國家の隆々たる興起、そのヨーロッパ諸國への國民社會主義思想の影響等によつて必然的に準備されてゐたものであつて、特にその反猶太主義は、ポーランド、ルーマニア、チェッコ、オーストリー、ハンガリー等に蔓延してゐたので、一般猶太人就中獨墺の猶太人は當初より、このアンシュルスには反對しつゝあつたのである。由來オーストリーは世界に於ける猶太人の樂園とも稱せられてゐたほどその勢力のあつた所で、特にハプスブルグ王國に於ては、軍隊、外交、經濟、大學等に多數の有力な猶太人が最高位を占め、科學、美術、文學、音樂、醫術等に於て優位を保つてゐた。大戰前のオーストリーに於ける猶太人々口は約二十萬（これは猶太人の計算によるもので改宗者は含まれて居らぬ）で、然かもその四分の一は首都ウィンに在住してゐた。だから、オーストリーの猶太人は概して王黨派を支持する政治的見地を有し、ドルフュス首相やシュシュニック首相の支持も、この猶太人のハプスブルグ王朝復辟の夢や、その反ナチス、反アンシュルスの運動に結びついてゐたのであ

る。ドルフュスは王朝復辟を目論でゐたと云はれる。

然しナチスの周到なる準備になつた突如たる獨墺合併は、これら猶太人の運動をすべて水泡に歸してしまつた。彼等が最後の望みをかけてゐたシュシュニック首相が、その訣別の演説をラヂオによつて放送してゐる間に、狼狽した猶太人の一部は早くも、チェッコ、ハンガリー、ポーランド等の國境に逃走を企てた。それ程彼等は、隣國獨逸の猶太人排斥の實狀を見來つて戰慄してゐたのである。

然し迅速且つ周到なナチスの組織的活動は彼等猶太人の努力を徹底的に打倒した。オーストリーのナチス支部の第一にとつた行動は、實に國境閉塞の擧であつた。かくて二十萬の猶太人は完全に袋の中の鼠となつてしまつたのである。かくしてオーストリー猶太人に對する彈壓は徹底的であつた。ウィーンでナチスの群衆が行つた暴行に恐れをなして、各都市の猶太人は街頭に出ることさへ差ひかへた程である。僅か數日にして、ウィーンの知名銀行家、實業家等百五十餘名が隷捕された。オーストリーに於ける猶太人の權利は消失した。猶太人所有の事務所の收用、あらゆる職業からの猶太人の剝奪、ニュールンベルグ法のオーストリーへの擴大適用等により、逃げ場を失つた猶太人の間には自殺者さへ續出した。絶望的な猶太人等は群をなして、在オーストリーの英、米領事等を取かこんで救助を乞ふた。ヘルマン・ヴィルヘルム・ゲーリング將軍は、三月二十六日の放送演說に於て、すべての猶太人はオーストリーを退去すべしと述べた。國境は閉されてゐる。猶太人はたゞ裸でのみ國外に逃れ得る

と云ふのであつた。猶太人の新聞、猶太諸團體は廢棄された。ウィーンの主要なシナゴーグ（Synagogues.――猶太教禮拜所）は閉鎖され、オーストリー・シオニスト聯盟、猶太民族財團、ケレン・ハイソード協會、パレスタイン事務所、「シュチンメ」（シオニストの機關誌）編輯所等はナチス突擊隊員の襲擊によつて家宅搜査を受け、閉鎖並に財產差押へされた。店舖には「アリアン」人のビラが貼られ、猶太人所有者は、所有を失ひ、その商品が破壞されたりした。ナチスに占領された大商店には、ツヴァイバック・デパートメントストア、デルタ・チェインストア等がある。總ての猶太人は森林業者及び農業者の公的同盟から追放された。醫者は病院から、判檢事は法廷から罷免された。著名な猶太學者はすべて停職處分に附された。

オーストリー當局は、近々新民族的律法を考慮するといふこと、並にオーストリー・カソリック敎育制度は、ナチスの民族理念に基いて敎程を創設するといふことを發表した。オーストリア・カソリックの敎會は、ナチス制度を異議なく承認せしめられた。總てのカソリック敎徒は、四月十日のオーストリー國民投票に於て「イエス」を投票するやうにと忠告された。ウイーン大僧正カルディナール・イニッツア Cardinal Innitzer は、オーストリーの全カソリック僧侶の代表者として、ナチス獨逸に對する忠誠の宣誓書に署名した。

隷捕された著名な猶太人の顏觸れは次の如くである。（主として國際政經學會調査部の調査による）

L・D・ロスチャイルド男爵。（國際ロスチャイルド財閥のオーストリー代表）
デシデル・フリードマン博士（オーストリー・シオン團總裁）
ジグムンド・ボーゼル（ウイーンの銀行家）
オットー・レヴイ博士（グラーッ大學生物學敎授）
ロオベルト・ストリッカー（シオニスト指導者にして出版業者）
ハインリッヒ・ノイマン博士（世界的耳鼻咽喉科醫）
オスカー・グリューンバウム（著名な哲學者）
ローゼンフェルド博士（シオニスト新聞「ノイエ・ヴェルト」の編輯長）
ヨエル・ヘルアウンド（シオニスト指導者）
フェリックス・コーン（ウィーン・ブナイ・ブリス・ロッヂの會長）
ヘルマン・オッペンハイム（スオーストリー猶太人聯盟會長）
ロバート・ダンネベルグ（元國會議員）
シフマン兄弟四人（すべて猶太系デパート「クラウス・ショーベル」の常任理事
ジグムンド・フロイド博士（有名な精神分折學者）
ベルナルド・デリンファー（絹糸業界の大立物）

カール・ボンディイ（新聞經營者）

ホフラート・サロモン・フランクフルター（ハーバート法律學校のフェリツクス・フランクフルターの伯父。米國外務省の請願により救助された。）

以上の外、ウィーン及び各都市でも尙多數の猶太人が檢擧された。避難民で、他國への入國を拒絕されたゝめに自殺をしたものも相當にある。猶太協會の執行委員長パウル・レンディ氏は英國入國不能となつたので自殺した。その他、アーノルド・バウムガルトナー博士（ウィン市立病院々長）、ベラ・フルツ教授、ルツソー博士（ウィーン信託銀行の重鎭）、クラウスナー博士、ゴツトフリード・クンヴルト（猶太系新聞「ノイエ・フライエ・プレツセ」の通信員）その他多數の猶太人が自殺した。三月の或る日にはウィーンで五十四の猶太人の葬式があつた。平均一日六乃至八はあつたといふ。或る猶太系オーストリーの將軍は、自ら軍服を脫いで、それで街を掃除してナチスの御用に立てたといふので破滅から脫れ、多くの猶太人が之を模放したといふ。（"American Hebrew." 1938 年4月1日號による。）

第二款　獨逸のチエコ侵入と猶太人問題

世界大戰前には、スラヴ及びその中のチエコ人は槪して反セム的であつた。彼等は猶太人を獨逸化又はマヂャール化したものと見てゐたからである。確かにオーストリーの一部猶太人（特にブルジョア階級）は獨逸文化に同化し、ハンガリーの猶太人はマヂャール化してゐたと云へる。

現在（ナチスのズデーテン・ドイツ併合以前）のチェコ・スロヴキア總人口は、一四、七二九、五三六人でその民族別數は次の如くである。（在チェコ帝國公使館報告「チェコ國內獨逸少數民族問題概況」による）

チェコ及スロヴキヤ人	九、六八八、九四三人
獨逸人	三、二三一、〇〇〇人（二二・三％）
マヂャール人	六九二、〇〇〇人（四・七八％）
ルセニア人	五四九、〇〇〇人（三・七九％）
ポーランド人	八一・〇〇〇人（〇・五六％）
猶太人	一八六、〇〇〇人（一・二九％）

右のうち猶太人々口には、英國版猶太年鑑（一九三七年版）によれば、一九三五年には三五六、八三〇人となつて居り、一九三八年の獨逸統計局の「經濟と統計」（„ Wirtschaft u. Statistik."―Statistisches Reichsamt. 1938.）も一九三五年のチェコ國勢調査の結果として之と同じ數字を掲げてゐるが、同誌は更に一九三七年のチェコ猶太人人口を三八五、〇〇〇人としチェコ全人口の二・三％を占むるものと記してゐる。

獨墺の猶太人追放の結果、チェコに流れ込んだ猶太人は多數に上るから、現在では右の數字よりも

ずつと大きくなつてゐるであらう。

チェコでは猶太人に對して法律的差別を付けない。故マサリック大統領や、ベネシュ大統領の政治的首腦者も親猶太主義者と目されて居り、ベネシュは、フランス最大のフラン・マソン結社「グラン・トリアン・ド・フランス」の一員であるとも云はれてゐる。猶太人が、ベネシュ政府を支持したことは云ふまでもない。チェコの軍需工業其の他にはフランス系猶太財閥の莫大な投資があり、又、ナチスの勃興以後獨逸共産黨本部はチェコの首都のプラーグに移され、コミンテルンの歐洲革命の策源となつた關係からサヴェート聯邦とも密接なつながりを持つてゐる。

一九三三年以來、ズデーテン・ドイツ人はチェコを猶太人の State par excellence として攻撃してゐる。チェコ・スロヴキヤ地方の產業の多くは猶太人の所有であり、炭鑛業、製紙工場の主たるものが猶太人の私有であつたばかりでなく、獨逸からの避難猶太人の多數の流入は、經濟的にも、思想的にも、猶太人とズデテン・ドイツ人との對立を生じたものである。ナチス獨逸は猶太人のデモクラシイとボルシェヴィズムとを同一視したが、ズデーテン・ドイツ人も、その民族意識から、ボルシェヴィズムを猶太人の「放れ業」tour de force だと見做した。遂には、チェコ語を學び、チェコに忠實な獨逸人は猶太人であると迄云はれるやうになつた。ズデーテン・ドイツ黨の黨首ヘンライン氏は、プラーグに於ける演說の中で、獨逸帝國を否認する非獨逸人敎授や新聞記者が、獨逸國內に未だ存在して

ゐるといふことを指示したが、その所謂非獨逸人といふのは猶太人のことを指したものである。一九三七年、チエコ政府が獨逸人を官吏として採用せんとした時、猶太人の方が外國語がうまいといふ理由で獨逸系猶太人を多數採用しやうとした爲に問題が重大化した。かういふ問題は從來から存在してゐたものである。

チエコに居る猶太人は種々の國籍を有してゐるが、就中最も多いのは獨逸人としての猶太人とチエコ人としての猶太人である。だから、恐らくチエコの猶太人にとつて最もデリケートな問題は、ブルノーの如き都市の小數民族の權利が、一九四〇年に行はれる筈の國勢調査に於て登記される國籍數によつて左右されると云ふ點にあるのだらうと見られてゐる。實際ブルノー市に於ては、猶太人等は自己の獨逸國籍を取消すだらうし、さうなれば同市に於ける獨逸小數民族の數を二〇パーセント以下にすることになるのである。だから猶太人の立場は難かしいのである。若し獨逸語を話す猶太人が、その獨逸的傳統に忠實であらうとすれば、同じ獨逸語を話す多數民族のために民族的排斥を受けるし、他方彼等がチエコ人として國籍登記をすれば、彼等は彼等が從來親しんでゐた獨逸から離れねばならぬと云ふわけである。

チエコの猶太人には内外の獨逸人から反セム主義が適用される。ズデーテン・ドイツ人は、少數民族の反セム主義ボイコットを遂行した。獨逸人同盟(„Bund der Deutchen.“)は、チエコ人及び猶太

人から商品を買はずに、獨逸人から買へと主張した。そのため、エガー市やルムブルグ市の猶太人老舖が閉鎖されたし、ライヒェンベルグ市でもこのやうなことが續出した。アウシッヒ（Aussig 或は Ústí）市の猶太人醫師等は非猶太人の信用を喪つてしまつた。

この反セム主義ボイコットに對して、猶太人も亦報復的に獨逸國商品のボイコットを組織したが、この兩民族のボイコットは、ズデーテン・ドイツの產業の諸支店にとつては甚だ利益をもたらせた。特にアッシュ於にける工場用手袋の諸工場はさうであつたといふ。（フリザベス・ウヰスケマン著「チェコと獨逸」一九三八年）

要するに、ズデーテン獨逸人とチェコ人との對立は獨逸內に於ける獨逸人と猶太人との關係と同じく、種族的、宗敎的、政治、經濟的對立として現はれてゐるが、しかしこれは何も突然發生したものではなく、少くとも大戰以來久しきにわたつて培はれ、存在してゐたもので、此のボイコット爭ひの如きも從來の個々の經濟競爭が集團化し、且つ政治的色彩を示したにすぎないのである。

第三款　獨逸大使館員射殺事件をめぐる猶太人排斥運動

一九三八年十一月七日朝、フランス駐在獨逸大使館に闖入した男が、居合はせた大使館附三等書記官フォン・ラート氏を射擊、死に至らしめた事件が勃發した。犯人は直ちに逮捕されたが、彼はポーランド系猶太人で、犯行の理由は、獨逸に於ける猶太民族迫害、特にポーランド系猶太人迫害に憤激し

て之に報復せんがためであると傳へられてゐる。

この事件を契機として獨逸國內には再び猛烈な反猶太主義の騷擾が頻發し、各新聞は一せいに記事をかゝげ、この事件は猶太人の計畫的反獨陰謀であり、ヨーロッパの攪亂策であると論じた。ウィーンでも十日には早朝より反セム・デモンストレーションが行はれ、約二十の猶太敎會が燒打され、多數の猶太人商店も襲擊された。又ナチス官憲は猶太人の家宅搜索の結果多數の武器、共產黨宣傳資料、無屆外貨等を發見押收した。同十日、宣傳相ゲッベルスは、獨逸民衆に布告して、ナチス政府は追て猶太人に對して斷乎たる法令を發布する筈であるから騷擾的民衆運動は自重するやうにと注告した。

十一月十二日、右ゲッペルスの豫告通り、ゲーリング空相司會の下にゲッベルス宣傳相、フリック內相、クロジイック藏相、フンク經濟相、ゲルツェル法相等が出席して重要會議を開き、愼重討議の結果、左の如き內容の三法令を採擇後直ちにゲーリング空相の名で之を發布した。

一、駐佛獨逸大使館のラート書記官が、猶太系ポーランド人により暗殺されたる事件に對しては、獨逸內居住の猶太人も其責任を分擔すべきであるとの見地より、獨逸國內猶太人全體に對して十億ライヒスマルクの罰金を課す

一、最近獨逸各地に勃發した反猶太的騷擾は、ラート書記官暗殺に對する正當な憤激の表現であるとの見地より、損害を蒙れる猶太人敎會、商店等は早急に猶太人自身の手により修理すべきもの

とす

一、一九三九年一月以降、猶太人が小賣商店、通信販賣業、商業代理店及び手工業の經營に從事することを禁止す

第二章　伊太利に於ける猶太人問題

第一節　伊太利「人種宣言」

本年（昭和十三年）二月十六日、伊太利外務省機關誌「インフォルマチオーネ・ディプロマテイカ」(Informatione Diplomatica.) は、獨、墺の猶太人排斥運動に關聯して「伊太利でも、猶太人排斥が行はれるのではないか、といふ疑問に對して、伊太利當局のステートメントとして次の樣な意味のことを發表した。

「伊太利政府は、曾て猶太人に對して、何等政治的、經濟的、或は道德的手段の採用を考慮しなかつたし、又現在でも考慮してゐない。但し、勿論のことであるが、ファッシスト・レヂーメに敵意を抱く要素に對する場合は例外である。」と。

實際に於てファッシズム政府は本年に至るまでは、餘り反セム主義の色彩を示してゐなかつた。一九二一年、イル・ドゥチェ（總指揮者の義――ムッソリーニのこと）は代議院での演說に於て反セム主義を排斥し、その後多年の間ファッシスト首腦部は、ファッシズムに於ては反セム主義は存在の餘地がないといふ斷定を繰り返した。

王政時代には、ゲットー(Getto) も存在し、また中世の封建時代には、猶太人は都市國家、ギルドな

どに於て新興の伊太利の民族的商業資本主義と對立し、之がために、所謂「ヴェニスの商人」（シェークスピア）的な見解を以て排斥されたが、大戰前後に於ては、特殊な問題とはならなかつた。近世伊太利帝國の創建者であり、又、パルミエリ（Parmieri）氏に依れば、ファッシズムの先驅者である（“Philosophy of Fascism.”）ジオバンニ・マッチーニは猶太人であつた。ムッソリーニの側近にも著名な猶太人が相當に居り、ムッソリーニ傳の著者は Signora Margherita Sarfatti といふ猶太人であり、伊・エチオピア戰爭に於て重要な役割を演じた Rodolfo Graziani 大將も亦猶太人である。先般、ファッシスト代議員會に於て、ファリナッチ氏が、「猶太人問題」の討論を提議したところ、ムッソリーニ側近者、Signor Gayda 氏が之に反對し、又、ムッソリーニ自身も、之は政府所轄の問題でもなく、又之に關心もないと稱した。その直後、ムッソリーニは、伊太利工業聯盟總指令として、猶太人 Gino Olivetti 氏を任命した。（以上、國際政濟學會刊「國際祕密力の研究」による。）

然し、勿論、特種な、個別的な反セム主義は早くより存在してゐて、これが時局に結びついて例へば國際聯盟は猶太人の機關である、等の批判をなしてゐたが、併し彼等は未だ歴史の波に乘つてはゐなかつた。

現在、伊太利當局は、伊太利の「民族」政策は、獨逸の模放ではないと云つてゐるが、少くとも時間的には、それは獨・伊防共工作關係の締結以後に現はれたものである。本春になつてファッシスト新

聞、主として"Il Regime Fascista"（ファッシスト黨前書記長 Roberto Farinacci の機關紙）及び"Il Tevere"（Telesio Interlandi の新聞）等に、反セム主義の論文が現はれはじめた。右の兩氏は從來から反セム主義者として知られてゐる。然しその論旨は、大體に於て、劈頭に掲げたムッソリーニ首相の見解と同樣で、例へば、ファルナッチイの論旨の如きも、自分は必ずしも反猶太的感情を抱くものではなく、唯、シオニストたる伊太利猶太人に反對する、といふにあるのである。

然るに七月に入ると各國新聞は一齊に、伊太利で最近猶太人に對する運動が計劃されてゐることを報道し始めた。ニューヨーク・タイムス七月十五日紙及同日付ベルリナー・ターゲブラット紙によれば伊太利諸大學教師等から成る匿名ファッシスト科學者のグループが、伊太利民衆敎化省（Volkskulturminister, ——Ministero d. coltura popolare, ——the Ministry of Popular Culture.）の主唱の下に民族問題を檢討することになつたと云ふ。

この匿名大學教授等の作成したレポートは早晩伊太利ファッシスト政府の政策として採用されることは明かで、云はゞ伊太利の「人種宣言」Rasse-Manifest とも見るべきものである。その主張は次の十項目に要約される。

(一) 人類に民族が存在するといふことは、否定し得ぬ事實である。このことは、民族には優秀なものと劣等なものが在るといふことではなくて、たゞ異つた民族が存在するといふことに過ぎない。

（二）普通にいはゆる民族と稱せられ、多少の共通な諸特質によつて個性化された、多數人口の組織的グループが存在するのみでなく、又 Nordics, Meditarraneans, Dinarics, 等の如き、より多くの共通特質によつて個性化された少數人口の組織的グループが存在する。生物學的見地から見た此等のグループは眞の民族であつて、その存在は明かである。

（三）民族の概念は純粹に生物學的であつて、歴史的、言語的、宗敎的考慮に基く民衆及び國民といふ諸概念以外の他の見地に基くものである。此の基礎の上に民族的差異が存在するのである。種種の民族は非常な古代に於て異つた諸民族の種々の割合から作られた。或る民族は、諸他の民族の上に完全な支配を持ち、或はすべての民族が共に調和して融合し、更に又種々の民族が同化することなしに共同生存をして來た。

（四）現在伊太利人口はその大多數はアリアン的起源を持ち、その文明はアリアン文明である。このアリアン文明を有する人口は、數千年の間伊太利半島に居住し、先アリアン的人民の文明は殆んど存在してゐない。

（五）歴史的時代に於て、人々の大集團が伊太利に定住したといふのは傳說にすぎぬ。ロンバルディ（Lombardy ――六世紀に伊太利を征服したグルマン人種の一派）の侵入以來、伊太利國民を作り上げる上に民族的影響を與へた侵入は起らなかつた。それ故に、今日伊太利人の壓倒的大多數を

占める四千四百萬人は、少くとも一千年間伊太利に生活した諸家族の後裔なのである。

（六）現在では一個の純粹な伊太利民族が存在してゐる。このステートメントは、生物學的民族概念と、歷史的、言語的民衆及び國民の概念との混同に基くものではなくて、數千年間伊太利に居住した諸世代を以て今日の伊太利人を結合したところの純粹な血の同族性に基くものである。

（七）今こそ、伊太利國民が腹藏なく一個の民族政策を採用すべき時である。ファッシズムが伊太利に於てなしたすべての事柄は、民族的根據を有してゐる。ベニト・ムッソリーニ首相の諸演說では、屢〻民族の概念に言及されてゐる。民族主義の問題は、伊太利では哲學的、或は宗敎的意向を持たない。純粹な生物學的見地から取扱はれなくてはならない。伊太利の民族概念は、その歸趨に於て、本質的に伊太利的及びアリアン・ノルディック的でなくてはならぬ。このことは、現在あるやうな獨逸の民族理論が、伊太利に導入されると云ふことや、或は伊太利人はスカンヂナヴィア人と同樣であると云ふことを意味しないのである。それは單に、伊太利國民に民族の生理的及び就中心理學的典型を指示することを目的としたものである。この典型は、その純粹ヨーロッパ的特質によつて、すべての非ヨーロッパ的諸民族から明確に區別されるものであつて、それは伊太利國民を自己の優秀性の自覺及び一層大きな責任觀念にまで昂めることを意味する。

（八）一方に於て、ヨーロッパ地中海民族（西洋民族）と、他方東洋民族及びアフリカ民族との間に

明瞭な區別を設けることが必要である。ヨーロッパ諸民衆の起源が、アフリカにあると主張したり、共通な地中海民族の中に、セム及びハム人を包含せしめたりして、絶對に許すべからざる觀念的關係を作つたり、同情を向けるやうな諸理論は危險である。

(九) 猶太人は伊太利民族に屬しない。一般にこの數世紀間に、伊太利の國土に上陸したセム族は何等の痕跡をも殘してゐない。アラビヤ人のシシリイ占領でさへも若干の名稱の名殘りを除いては何物をも殘してゐない。伊太利では、多くの場合同化の過程は常に迅速に行はれた。猶太人は、伊太利に於て決して同化されなかつた人口部分を代表するに過ぎない。彼等は伊太利國民の起源をなした民族的諸要素とは、絶對に異つた非ヨーロッパ民族から出來たものだから同化されなかつたのである。

(十) 伊太利人の生理的心理的諸特質は、如何なることがあつても變更されてはならぬ。異つた諸民族間の結合は、たゞヨーロッパ諸民族の領域内に於てのみ許される。そして、この場合人は文字通りそのまゝの hydridism について云々することは出來ない。何故なら、此等の諸民族は一つの共通なる資質に屬し、たゞ或る種の特質に於て異るのみで、多くの點に於て同似してゐるものだからである。

伊太利人の純粹ヨーロッパ的特質は、數千年にわたるアリアン文明と異つた如何なる外ヨーロッ

パ民族の血を混じても變質されることになる。（以上は、"New York Times. July 15th. 1938. の記事から譯出したものであるが、猶このステートメントについては、同日附の「ポポロ・ディタリア」紙の邦譯――調二、深澤氏の御努力を乞つた――を參照した。）

ファッシスト黨の書記長 Achille Starace は、上記の諸敎師等と會合した後に、前週の彼等のレポート（人種宣言）に基いて、七月二十五日夕、伊太利民族を非アリアン民族から防衛するために活潑な民族運動をするといふことを發表した。そのための伊太利文化諸機關の活動は、右の會合で作られた摘要のコンミユニケに明かな樣に、原則として猶太人に對して爲されるものである。コンミユニケに曰く。

「猶太人は數千年の間何處に於ても、伊太利に於てさへ自己を分離された優秀民族だと考へて來た。そしてファッシスト・レヂーメの忍耐深い政策にも拘らず、猶太人はあらゆる國民の中で――猶太人とその手段とによつて――反ファッシズムの一般的支持をなしたのである」と。

此の會合には、民衆文化相 Dino Alfieri 及び、例のファッシスト人種宣言を提起し、又それに讃同した敎師等が出席した。右のコンミユニケが發表したところによると、すべての伊太利大學の敎師の名を含んでゐる。その氏名と所屬大學名は次の通りである。

Lidio Cipriani, ――フロレンス大學、人類學及び人類學講師

Lino Businco, ――ローマ大學、一般病理學助敎授
Arturo Donaggio, ――ボロニャ大學、神經生理學科部長
Leone Franzi, ――ミラン大學、小兒病助手
Guido Landra, ――ローマ大學、人類學助敎授
Marcello Ricci, ――ローマ大學、動物學助敎授
Nicola Pende, ――ローマ大學、特殊病理學會（the Institute of Special Pathology）學長
Rodolfo Franc Savorgnan, ――ローマ大學、人口學（Demography）敎授
Sabato Visco, ――ローマ大學、動物學會長

（以上、New York Times. July 26th. 1938. による）

第二節　人種宣言に對するカソリック敎會の對立

ファッシスト新民族論について、ローマ・カソリック敎會とファッシスト・レヂーメとの間に對立を生じた。（獨逸のナチスとカソリックとの對立は別章で述べた通りである。）

卽ち、ローマ法皇ピウス十一世（Pius XI.）は、七月二十一日、伊太利カソリック行動團（Italian Catholic Action Association）の助力者のグループに對して演說をなし、伊太利は獨逸の模放をして猶太人排斥をなすに至つたと云ひ、民族問題に關するカソリック敎會の敎義を述べて、人類には種々な

民族が存在するが、それにも拘らずそれは究極に於て單一の大宇宙的家族を形成するにすぎないものである、と斷定し、「カソリックとは宇宙的といふことを意味するものである」と强調した。

この演說に對して憤慨したファッシスト當局は、法皇がカソリック行動團を是認して以來、同團は反民族主義的であつて、ファッシスト黨の原則として公然と採用された民族主義とは兩立しない―と云ふことを法皇に對して警告した。

これに答へて、法皇は更に二十八日ガンドルフォ城(Castel Gandolfo)に於て、傳導大學(the college of Propaganda of the Faith.)學生等に對して一場の演說をなし、之は翌二十九日のヴァチカン市の新聞"the Asservatore Romano"及びカソリック新聞"Auvenire d'Italia."兩紙上に揭載されたが、その要旨は次の通りである。

「カソリック的行動はカソリック的生活と同一のことを意味する。人は行動のない生活をすることは出來ない。カソリックの生活は、慈善と道義と神の法とを一緒にした活動である。かゝる生活を滲透させることによつて、それは神の生活を成作するのである。カソリックの意味からは他の考へ方は存在しない。民族主義者や、國家主義者や、分派主義者のやうな考へ方は存在しない。

「否、分派主義ではない! 我々は人類家族の中に如何なる分離をも欲しない。我々は、民族主義及び誇張された國民主義を以て、人と人、人民と人民、國民と國民との間に立てられた障壁と見做す

ものである。

「他の人々は、以上のことからして、カソリック行動團とファッシスト黨との間に回復すべからざる教義上の差異が存在すると斷定した。これは誇張であつて馬鹿化た言葉である。何故なら、カソリック行動團（それは、それ自身の教義と信條とを持つてはゐるが）を、カソリック教會から離れた生活を有するものと考へることは無意味なことであるから。

「カソリック行動團は、教會の中に在り、カソリック教會の中に存在する。カソリック行動團は教會である。何故といふに、カソリック的行動は、教會自身がさうであるやうに、カソリリック的生活であるのだから。教會外の、教會から切り離されたカソリック行動團は無意味であり、存在理由なく、アブサードである。

更に法皇は、カソリック教會と行動團との宇宙的本質を詳説して「それ故に、人類には單一の宇宙的、カソリック的民族があるのみである。併し、この宇宙民族の中には、異民族とさらに特殊化された多數の國民性とがあるのであるから、特殊な諸民族の存在する餘地はある」と云ひ、最後に自己の主張を要約して次の如く結んだ。

「上述のすべてのことは、次のやうな結論に達せんが爲に言つたのである。卽ち、若し論爭がなさならければならぬとしたら、それはカソリック行動團によつてでなく、カソリック教會によつてなさ

れなくてはならぬ。…………

「カソリック行動團を攻擊するものは、カソリック敎生活を攻擊するものであるから、とりもなほさず敎會を攻擊するものである。…………注意せよ！　私は諸君に、カソリック行動團を攻擊せぬやうにと注告する。…………カソリック行動團を攻擊するものは、法皇を攻擊するものであり、而して法皇を攻擊するものは何人と雖も死滅する。これは眞理であり、歷史が證明するところである。」(New York Times. July 30th. 1938. による。)

第三節　法王に對するムッソリーニの反駁

ベニト・ムッソリーニ首相は、七月三十日、フォーリ (Forli) 飛行場に於て、北部ファッシスト聯盟書記局員に對する談話に於て、「我々は民族問題に於ても亦、直行邁進するものなることを、すべての諸君に知つて貰ひたい。」と述べ、更に、伊太利は獨逸を模放してゐると云ふ法皇の主張を反駁して、「ファッシズムが誰かを眞似、又は何事かを模放してゐると云ふのは全く馬鹿化たことである。」と言つた。

當日の伊太利の各新聞は、ムッソリーニのこの談話を大々的に掲載した。右の談話は、法皇に對するムッソリーニの挑戰の決意を表明したものと見られた。かくて民族問題をめぐるヴァチカンとファッシスト國家との應酬は漸く一般の問題となつて來た。

ファッシズム學者等の中央機關紙（週報）"Die Bewegung"（「運動」）は、伊太利の民族主義に對する外國方面の批難に答へて、「衆知の如く、民族の觀念が一佛蘭西人によつて口火を切られた事を考へるならば、民族主義の概念の實際的推論の主張に於ても、國家社會主義が第一位を保持せざると同樣に、民族の觀念を發生せしめた事についても、國家社會主義は榮譽を擔ふことは出來ぬ。」と云ひ、更に、ファッシズムが、如何にその偉大なる帝國主義政策に常に認め來れる健全なる民族論を適用せざるべからざるやを說き、然かもそれが獨逸の學說の模倣であるといふことの馬鹿々々しさは、ムッソリーニ首相の言の通りであると主張した。そして最後に同新聞は、現在のあらゆる反對說にも拘らずカトリック敎會自身も伊太利に對して民族主義に關する多數の實例を供して居る。それは行動團のカソリックの宣敎師が民族を征服する爲に、その全力を傾注して民族間の反感を利用する事が出來た事は、彼等の歷史を通じて見られるところである、と云つてゐる。（以上、"Giornale d'Italia." 13. 8. 1938. による）

又、ファッシストのスポークスマン Virginia Gayda は、上記「ジオルナーレ・ディタリアレ」紙上に於て「民族の防衞には、ひとり獨裁主義の下に於てのみならず、デモクラシイ諸國に於てもその手段が講ぜられてゐることを證明しやうとしてゐる。彼は、容易に同化し得るもののみのフランス入國許可の法律を辯護するルネ・マルシエル (Dr. Rene Martiel) 博士の諸著を引用してゐる。彼は又、アング

ロ・サクソン人に對して帝國の厖大な領土を保有しやうとする英國の努力について記し、最後に、一九二四年五月二十六日の合衆國移民法を「好戰的、暴力的な民族主義主張」であると述べてゐる。

"The Tribuna." 紙は、反セム主義と民族主義を混同してはならぬ、として次のやうに述べてゐる。

「反セム主義は、反動的、保守的政策であつて、それを適用するには國家の自由になる通常の行政手段で充分である。」反セム主義は――と Tribuna は附け加へる――例へば、スキスの如く、猶太人が公けのオフィスを持つことを禁ぜられてゐるところの、多くの「所謂デモクラシイ諸國」に於て採用されてゐる。

「北米合衆國の若干の州に於ては、ニグロは發展を阻止されてゐる。原始的な野獸的な本能に左右される獰猛なリンチ法は、星條旗を有する共和國の領土に於て、最初の數年間の植民地居住民を支配してゐたのである。

「アメリカ共和國は國家であるが、嚴密な意味での國家ではない。だからアメリカ人には民族問題について、我々や獨逸人に對して教訓を與へる權利はないのである。」尙曰く、若しすべての猶太人を送り込むやうな猶太國家があるとすれば、彼等の正しい出目が示指されてゐる特別旅行免狀を、すべての猶太人に與へることが出來るであらう、と。

「誰も猶太人に害を加へるやうと考へるものはない。唯、人々は猶太人の居所を知りたいと思ふのみである。猶太人は、彼等が何處に居るやが知れず、彼等が穩かに行動することが出來るといふことが知られないと云ふ理由のために危險視されるのである。」

最後にトリビユナは結論として、ロシアの傳染病毒は二つの幼芽、卽ち一つは猶太人、今一つはモンゴリア人が携帶するものであるから、上述の如き解決を望ましい。ボルシェヴィズムは、この兩民族を敎化し、操縱し、單一のものとして外國に撒き散らすものである、と記してゐる。(New York Herald Tribune. July 30th. 1938.)

第四節　伊太利に於ける猶太人排斥運動の前進

八月二十四日の東京日々新聞によれば、伊太利文部省は、新民族理論に基いて十月の新學期から、特別な例外を除いた他のすべての猶太系敎授を一掃することに決定したといふ。

更に同日 "Il Regime Fascista" 紙は、伊太利に於て公共事務に携はつてゐる猶太人に對して、その地位を辭すべきことを「友情を以て忠告」してゐる。同紙は、アンコーナ協同組合州會議 (The Provincial Council of Co-operation of Ancona) の副議長、猶太人マリオ・デヨーナ (Mario Jona) 氏の最近の辭職について述べ、「彼は善良なファッシストであつたから、………民族問題を呼び起したファッシスト・レヂーメの緊急性を理解したのである。」、「彼はよい時に辭職したのであつて、多くの猶太

人は彼の例にならうべきである」と附け加へてゐる。
猶太人は伊太利で自由に生活することが來、彼等は適當な機會を與へられてゐると云はれてはゐるが、國家行政は「百パーセントのファッシスト」と云ふ合言葉は、即ち猶太人に對しては、その中には何等の場所も存在しないといふことであると、ニューヨーク・トリビューン紙は書いてゐる。（一九三八・八）
九月一日午前、內務省に於て開催せられたる閣議に於て、ムッソリーニ首相は內務大臣の資格を以て、外國人たる猶太人の地位に關する緊急勅令案を提出したが、それは、世界大戰以後伊太利に入國したすべての猶太人は六ケ月以內に國外に退去すべしと命令した。右勅令は次の通りである。
「大戰後即ち一九一九年一月一日以後、伊太利、リビア、及びエーゲ諸島に定住せるヘブライ系外國人（其間、少數ではあれど伊太利の市民權を獲得したるものを含む）は、次の如き規定を受くるものとす。
第一條　本法令發令の日よりヘブライ系外國人は、王國、リビア、又はエーゲ諸島に於て住居を定むることを禁ず
第二條　本法令の實施によりて、ヘブライ族の兩親によつて生れたるものは、假令ヘブライ以外の宗教を信奉するものと雖もヘブライ人と見做す

第三條　伊太利市民權の許可は、一九一九年以後ヘブライ系外國人によりて如何なる方法で護得されたるを問はず、すべての效力を取消されたるものと見做す

第四條　本法令發布の日に、王國、リビア又はエーゲ諸島に在り、且つ一九一九年一月一日以後その滯在を始めたるヘブライ系外國人は、本法令發布の日より六ケ月以内に王國、リビア及びエーゲ諸島を退去せざるべからず

第五條　右期間の終了迄に、その義務に服せざるものは、法律の定むる刑罰を課し、治安維持法第百五十條により王國より追放せらるべし。」(New York Herald Tribune. September, 1st.1938)

因に、治安維持法第百五十條の規定は次の通りである。

「刑法に定められたるものを除き、犯罪の爲、處刑せられたる外國人は國外追放及び國境迄同行せらるること有るべし。內務大臣は公安の爲伊國內通過及び居住の外國人に對し追放及び國境迄同行を命ずることを得べし

前二條の規定は伊太利本國に居住せざる伊太利人には之を適用せず、本條第一項に定められたる公安の廉による追放は外務大臣との合意及び政府首班の同意を得內務大臣令を以て布告す」

九月二日、前日に引續いて開催せられた閣議に於て、文部大臣 Giusette Bottai はファッシスト伊太利の學校に於ける人種防禦に關して、全文六ケ條より成る緊急勅令案を提出したが、右は最近の大評

議會に於けるファッシストの見地からする伊太利國內の猶太人の地位に關する大綱決定を俟つものである。

右の案は次の如きものである。

第一條　總ゆる種類、程度の國立又は公認學校並びに官立ならざるも其の修學が法律的に認められたる學校の敎職には猶太人職員を容るることを得ず、假令之等猶太人職員が本緊急勅令公布の競爭試驗合格者表又は「リベラ・ドチエンツア」（筆者註、Libera docenza とは學校又は試驗によつて伊太利大學に敎鞭を執る資格を得たるものを云ふ）を得たる人員表中に包含せらるる場合も同樣なり

第二條（第五條）一九三八年十月十六日より、前記第一條に定むる學校の職員名簿に屬する總ての猶太人敎師は其職務を停止さるべし、而して此の規定は前記學校の總長、校長及大學の助手、助敎授小學校監督官に對しても亦同じ

第三條　リベラ・ドチエンツアを有するものも其職務の執行を停止さるべし

第四條　學士院、科學、文學及び美術に關する協會及び團體の會員たる猶太人會員は本年十月十六日之等の會員たる事を停止さるべし

第六條　本緊急勅令に定むる猶太人とは、兩親共猶太人たるものより出生せるものにして假令其

信奉する宗教が猶太教以外のものたる場合と雖も亦同じ

右に關して九月五日の "Giornale d'Italia." 紙は、現在の伊太利内の諸大學及び同程度の諸學校に於ける猶太人敎授の數は百七十四名に達すと云ひ、其の內譯を次のやうに記してゐる。

「バーリ」三名、「ボルコア」十四名、「カリアリ」五名、「カタニア」三名、「フィレンツエ」十三名、「ヂエーバ」十名、「メッシナ」四名、「ミラノ」十八名、「モデナ」六名、「ナポリ」十二名、「バトヴァ」七名、「バルレモ」八名、「パルマ」四名、「パヴィア」六名、「ペルーヂァ」四名、「ピザ」九名、「ローマ」十六名、「サッサリ」三名、「シエーナ」四名、「トリーノ」十六名、「トリエスト」五名、「ヴエネチア」一名、「ミラノ」理工科學校二名、「トリーノ」理工科學校三名。

猶同紙は、一九〇九年に於ける猶太人大學敎授の總數は四十一名、一九一九年に於ては六十一名、現在は伊太利の大學敎授一、三六二名中前記のやうに猶太人百七十四名の多きに達し、遂年漸增の傾向があつた事を報導してゐる。

第三章　獨・伊の排猶太政策の討究

盟邦獨・伊の民族原則並にその排猶太政策を正しく檢討してこれを東洋的具體性に結びつけつゝ皇道日本の本質を明かにすることは必要であらう。既述のやうにムッソリーニも、伊太利の排猶太政策の獨逸のそれからの特殊性を力說してゐる。我々は、この防共二國の排猶太政策の本質とその差異を見出し、更に帝國の立場を闡明しなくてはならぬ。

第一節　伊太利民族政策と獨逸民族政策

先づ前章末節の、九月一日發布の伊太利猶太人退去命令に就てであるが、それは上記の如く、伊太利本國、北アフリカのリビヤ植民地及びエーゲ諸島に摘用されるものである。單なる伊太利訪問のための猶太旅行者の入國は許可されてゐる。しかし右退去令は東部アフリカ伊領エレトリア、伊領ソマリーランド及びエチオピア等には摘用されない。この除外例は、主として一九三六年五月九日に伊太利が合併したエチオピアを追放されても他に行き所のない猶太人のために殘して置いたものと考へられる。

（但し、ローマからのU・P通信特派員は次のやうに云つてゐる。伊太利がエチオピア征服を完了した當時、商用のためにエチオピアに這入つた外國系猶太人は直ちに退去することを要求された。そし

て一九三六年五月以來外國系猶太人はそこに定住することを許可されてゐない、と。ここに所謂「外國系猶太人」と今度伊太利當局が定義した「猶太人」との概念とは著しく異つてゐるので、その間の措置次第で上述の推察は取消されねばならぬ。）

此の點、獨逸には伊太利のやうな緩和手段を採る餘地は全然存在してゐない。ナチスは、本國から追放した猶太人を收容すべき植民地などといふものは全然有してゐない。それどころか、逆に、世界戰爭によつて割譲せしめられた本國々土や植民地の回收こそが問題となつてゐる有樣である。又、たとひ獨逸が若干の植民地を有してゐたとしても、在獨猶太人の數や、その傳統や本質から云つても伊太利とは比較にならないから、どの道ナチス獨逸の排猶太人政策は、猶太人にとつては「無慈悲な放り出し」とならざるを得なかつたであらうと思はれる。

次に上記法令による「猶太人」とは、「宗教の如何を問はず、ヘブライ民族の兩親から生れたもの」であつて、この點に於ては、ナチス獨逸の原則たる「祖父母のうちに一人の猶太人をもつもの」は「非アリアン人」であるといふ定義に對していくらか自由であるといへやう。然し、その反面に於て、獨逸では改宗者は猶太人として取扱はないといふ拔け道もあるので、その點では、何れを何れとも云ひ難い。但しこのナチスの見解は「血の純潔性」の原則から見ると若干不合理的であると云へるが、そこに又ナチスの猶太人排斥の特殊な政策が潛んでゐるのではないかと推測される。

猶、右の猶太人退去令は、猶太人の財産處分については何事も述べてゐない。併し、特別な條件のない限り、彼等は多量の自己の財産を持ち出すことは出來ないであらう。現行法の下では、伊太利を離れるものは、旅費としての小額金（一千リラ？）以上の貨幣は持出すことを許されない。唯、伊太利人に自己の財産を賣却する、生産業の所有者たる外國人は例外である。しかし彼等に對しても、伊太利貨幣の外國貨への兩替は政府が取扱ひ、屢々長時日を要し又その他の困難に出合ふ。伊太利では追放される猶太人の數及び持出し財産が余り大した意味を有しないのであるから、この點では緩徐であつていゝ筈であるが、そこが所謂「政策」の「政策」たる所であり、又そこに種々の逃げ道もあるのである。

此の點、獨逸ではもつと明白である。獨逸ではいくら財産を所有してゐても、いくら稼いでも、國境を出る時は旅費を除いては十マルク以上の携出は法律によつて嚴禁されてゐる。この法令は、貴金屬や寶石の持出を禁じてゐなかつたが、間もなくこれも禁止された。殆んど裸で追出されるわけであるからあらゆる壓迫にも拘らず獨逸國内に止まつてゐる猶太人も多いのである。

要するに、本年に入つて伊太利の猶太人排斥運動は漸次進展しつゝあるが、しかし、之を獨逸のそれに比する時は、その事實としては獨逸が甚だ强烈であり、理論に於ては、より「哲學的」＝「非合理主義的」である。現下のところ伊太利では、未だ猶太人に對する伊太利民衆のモブやギャングは行は

れてゐないやうであり、その民族論も、專ら親子の血緣を問題とする「生物學的、自然科學的」見解を主として居り、その「人種宣言」の作成者は殆んど全部が自然科學者である。

勿論、獨逸に於てもその國內猶太人の全部を徹底的に排擊してゐるのではない。例へば、「歸化の取消及び獨逸國籍否認に關する法律施行令」Durchführungsverordnung zum Gesetz über den Widerruf von Einbürgerungen und die Abkennung der deutchen Staatsangehörigkeit. vom. 26, Juli. 1933. は

（イ）東部猶太人但シ大戰中獨逸軍側ノ戰線ニアリテ戰鬪ニ從事シ、又ハ獨逸ノ利益ノ爲特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ除ク

と規定して居り、猶

（ロ）「特別ノ事情ニヨリ必要ナラザル限リ、左ノ者ニ對シテハ取消ヲ命スルコトヲ得ス

として、

「(A) 一九一八年十一月九日以前ニ獨逸國籍ヲ取得シ、ヴェルサイユ條約及同履行協約ニ基キ理由ナクシテ喪失シタル歸化人

(B) 一九一三年七月二十二日國籍法ノ規定ニ從ヒ、歸化請求ニ基キ歸化シタル者」

を擧げてゐる。これは、民族の所屬を決するに三代以前を問はずと云ふこと（これは技術上調査の困難といふこともあるが、それ以外にも何か曰くがありさうである。——大戰前から在住の猶太人を除

外するといふ獨、伊兩國の規定も亦同樣である。）と共に例外、しかも相當重要なる例外をなしてゐる。

然しこの點に觸れることは既に本質論であらう。卽ち、猶太人問題の政策性の問題であり、或はその「非合理主義的」原則の合理的根據の究明の問題である。

第二節　ナチス獨逸の排猶太政策の現實的基礎

獨逸の猶太人人口は、ナチス政權獲得の前年卽ち一九三三年には五十一萬であつたが、その後約十五萬を減じて現在（アンシュルス前では約三十六萬から四十萬近くとなつてゐる。（"Nineteenth Century and after." March, 1938.）これは、猶太人自身の計算であつて、猶太敎より他敎へ改宗した猶太人人口を含んでゐないのであつて、若し宗敎を問題としないならば混血兒等を合して、ナチス政權直前には實に百七十四萬で、現在（アンシュルス前）でも百二十萬前後の猶太人が存在してゐると見られてゐる。尤も猶太人の兩親から生れたものを猶太人と見做すといふ伊太利的の見地からすれば、この數字はもつと少くなるであらう。

（註）獨逸統計局の「經濟と統計」(,, Wirtschaft u. Statistik." — Statistiskes Reichsamt) によれば、獨・墺及びチエコの猶太人人口は次の如くである。アンシュルス及びズデンテン獨逸の合併後の獨逸人口については、未だ何等の據るべき資料が存しないから、この統計は何等かの參考となららう。因にナチスの定義以前の「猶太人」とは猶太敎徒たる猶太人の父の子にして猶太敎徒たるもののことである。

		最近國勢調査時の數		一九三七年の概數	
	年度	ユダヤ人口	ユダヤ人口	ユダヤ人總數ニ對シ	當外國人口ニ對シ
獨逸	人 —	人 —	一〇、二七〇	六〇・四%	一・九五%
合併前	一五三三―三五年	六九、四二九〇	六二〇	三・七%	〇・八三%
墺地利	一九三四年	一九一、四八一	二〇〇	一・二%	二・九八%
チェッコ	一九三〇年	五三六、八三〇	三八五	二・三%	二・五四%

云ふまでもなく數字は量的なものであるから、これによつて直ちに本質を理解することは出來ない。しかし量も厖大となれば一つの質を意味する。實際に於てナチス獨逸より追放され、又追放されつゝある猶太人はその大部分が知識階級、中産階級、勞働階級であつて、彼等個々の資産は問題にならぬがその全體としての數はナチス經濟にとつて重大な意義を有つ。こゝで、例の十マーク以上の國外持出を禁ずるといふ一般法が重要な意義を持つに至るのである。因に、獨逸內猶太人の財産は總計百億ライヒスマルクと推定されてゐたが、最近の燒打、襲撃等により約十億ライヒスマルクを減じたといふ。（「同盟旬報」第二卷第二十三號）

猶太民族排斥と不可分に結びついてゐるナチスの民族主義政策の本質は、ナチス政權そのものゝ本質にかゝつてゐるが、これは本調査の主題の範圍を超えてゐる。玆には極めて簡單に之を一瞥するにとゞめる。

第一次世界戰爭を遂行した軍國主義獨逸の資本主義は、戰後極度の革命的狀態に陷り、獨逸及びハ

ンガリーには、僅かに數日だけではあつたがサヴェート が成立した程である。この獨墺サヴェート政權及び其の前後の共産主義運動の中に、猶太人が可なり重要な役割を占めてゐたことは事實であり、又獨逸を屈服せしめた聯合軍諸國に於ても猶太人が活躍し、國際聯盟がその樞要な地位を各國籍の猶太人に占められてゐた事も亦周知の事柄である。

共産主義革命の失敗後、獨逸に出來上つたものは戰爭の打擊によつて氣力を失つた資本主義と、共産主義から移行した社會主義者との協合した弱體共和政府であつて、ヴェルサイユ條約によつて、前記の聯合諸國から完全に屈服せしめられたものであつた。

その後、獨逸は種々の、本質的には同樣な政府の下に戰後の極端な經濟荒廢から徐々に囘復したがヴェルサイユ條約による重壓は殆んど絕望的に獨逸の經濟、政治、軍備を束縛し、加ふるに階級鬪爭による國內の不安動搖は斷えなかつた。のみならず、世界經濟が漸く戰後の囘復に入るや、早くも第二の世界戰爭の脅威が迫り、獨逸としてもこの新しき國際情勢に應じて國內の矛盾を統一すべき必要にせまられたが、在來の自由主義的共和政權は、この要求を充たすには餘りに日和見的であつた。かゝる一般的情勢に沿ふて、特に次の條件が完備した時に、ヒットラーを先頭とするナチス黨が强力な進出をなして遂に一九三四年の政權獲得となつたのである。

第一に、これは多少間接的であるが「資本主義の永久的繁榮」を唄はれてゐたアメリカの恐慌の嵐

(一九二九年十月のニューヨーク株式市場の破綻)が、世界特にヨーロッパに及ぼした新しい經濟恐慌は獨逸の矛盾を一層增大せしめ、之に伴ひ國際對立の尖銳化は獨逸のファッショ化を助長し、一九三〇年にはナチス議員は前年の十二名から一躍一〇七名に增加した。世界經濟の波浪が獨逸に於て最も敏感であつたことは最も注目すべき點であつて、アメリカ恐慌の影響を防止し、惡性インフレーションを阻止せんとするブリューニング政府の努力にも拘らず、一九三一年には獨逸の著名銀行ダーナート・バンクは破綻し、金融恐慌によつて國內產業は萎微し失業者群は增大したのであつた。

この恐慌の打擊は、獨逸自體の先行條件によつて特に甚大であつたのであつて、我々はこれを一九二三年にはじまる大惡性インフレーションにも見出すことが出來る。卽ち、同年一月、フランスのポアンカレー政府は、獨逸はヴェルサイユ條約に規定された賠償金を支拂ふ能力がないと云ふが、實際は能力がないのでなくてその意志がないのだと宣言し、遂に佛白聯合軍によつてルール地方の保證占領をやつた。これに對して獨逸共和政府が消極的手段をとつたために、未曾有の惡性インフレーションを惹起し、經濟界は極度に混亂した。この餘燼が未だ消えない所へ、一九二九年の經濟恐慌が開始されたのであるから、その困難は想像に絕するものがあらう。就中、中商工業者、インテリゲンチャ、等中產階級の失業と就職難、生活難は、深刻にその理想主義的意識を刺戟して、資本主義不可、共產主義不可、その兩者協合の自由主義不可として天才的民族主義を謳歌するに至らしめた。しかし、敗

戰國として植民地はじめ、本國領土、人民迄ももぎとられ、その上多額の賠償金を課せられて困窮のドン底にあつた獨逸に於ては、理論よりも先づ生きんがための生命本能が行動を支配したのである。從つてナチズムは、神祕主義を自稱する「非合理主義哲學」を生み出したのである。

かゝる情勢の下に、政府の官吏、軍隊の將校、上級行政官等が共和政府をサボタージュし、又將校の背後にあるユンケル、及び民族主義の必要と之による獨逸經濟の是正の必要とを感じた大實業家等もヒットラーを先導とするナチス黨を支持するに至つた。

ナチス政權に於ける中產階級、特に智識階級の意義はこれによつて推知出來やう。ナチスの政策が、その民族主義に於て、異民族を抱擁し得ず、純粹なるゲルマンの血を問題としたことは、獨逸が敗戰によつて、その下に統一すべき植民地異民族を完全に失つてゐるといふことによつて政治的にも極めて容易にされてゐるのであるが、之が更に、自國內に於ける猶太人、特に獨逸國籍を獲得し、その血族、文化關係に於て獨逸化してゐる猶太人に對してさへ排斥運動に出でざるを得ないほど、獨逸はその經濟に於て窮迫してゐたのである。然し前にも一言したやうに、ナチスが特に猶太人に對して全面的排擊の「理論」(少くとも理論に於ては全面的排擊である)に基いて、嚴烈なる實際運動に出るに至つたのは、獨逸自體に於ける猶太人の情勢及び、獨逸を壓迫した四圍の諸國に於ける猶太人の勢力が直接の原因をなしてゐる。後者については、玆に論ずる餘裕を持たぬが、前者についてはどうし

ても觸れないわけには行かぬ。共產主義的、又は自由主義的な評論家等は、往々この點を無視又は過少評價して、ナチスの排猶太政策は一から十までナンセンスだとし容いのであるが、これも亦一面的な見方であると云はねばならぬ。かゝる見解は、ナチスの民族理論を單に理論的にのみ扱はんとする抽象論であらう。

世界大戰當時、獨逸には、約六十萬の猶太人が住んでゐたと云はれる。これは、當時の全獨逸人口の約一パーセントに概當する。

大戰後の革命運動及び社會民主主義政府に於て、可なり多數の猶太人が活躍した。この政權下に新に獨逸へ入り來つた猶太人は夥しいもので、ナチス政權の成立直前には前記のやうに百二十萬前後となつてゐる。戰前より居住してゐる猶太人の增殖を考慮に入れても、戰後入國の猶太人數は著しく大きい。獨逸共產黨には著名な猶太人が樞位を占めてゐたことはよく知られてゐるが、一九一九年の革命政府には、ヒルファーディング、ハーゼ、コーン、ヘルツェ、フェルド、シッフェル、ベルンシェタイン、プロイス、コーエン等が居つた。一九二八年の國會に於て社會民主黨議員三十九名中、實に三十八名までが猶太人であつたと云はれてゐる。

一九三三年七月十日の「デイリー・メール」紙が、「ヒットラー政權直前の頃には、戰前狀態に對する二十倍の猶太系官吏がゐた。國際猶太人は獨逸統制機關の要所に巧みに入り込みつゝあつた」と報

じたが、獨逸國に於ける猶太人勢力の增大と、獨逸を屈服せしめた歐米諸國の政策との間に何等かの聯關を見出さうとすることは必ずしも、獨逸的主觀だと稱することは出來ないであらう。

その他經濟、學界、醫師、辯護士、文士等の自由職業、キネマ界等に至るまで猶太人の勢力は甚大であつた。(これらの點については、いづれ詳細なる統計を以て明かにする心算である。)それは世界のいかなる國に於けるよりも、特に獨逸に於いてさうであつたといへるのである。(サヴェート・ロシアは別である。)極めて初步的な示唆を與へる例をとつて見ても、音樂に於ては偉大な獨逸系猶太的傳統を傳へるブルノー、ウォルターがゐる。三人の獨逸系猶太化學者と物理學者(アインシュタインもその中の一人である)はノーベル賞の獲得者である。無線電信の開拓者ヘルマン、アロン、一九二四年に大西洋橫斷をなしたツエッペリンの製作者カール・アーレンシュタイン等。醫學では先づパウル・エルリッヒがある。獨逸の大銀行たる「ダルムシュタット銀行、ドレスデン銀行、ベルリナー・ヘーデルスゲゼルシャフター(„Berliner Hödelsgesellschafter.")等は猶太人の經營であつた。

要するにナチス政權成立前の獨逸は、政治、經濟、思想等の方面に於て混亂せる階級鬪爭の影響を受けたが、之等の諸對立の中に更に民族的對立が深刻に織込まれて存在し、戰後の極度の經濟的窮迫が之等の對立を最も尖銳に顯現せしめたのである。ナチスの民族論をめぐるカソリックとナチズムの對立も、その精神的、理論的對立のみならず、社會民主黨と共に共和政府の最も重要な支柱の一つで

あつた中央黨の支持者たるカソリックとの政治的對立、並にその背後にひそむ經濟的對立——カソリック敎會自身が大土地領有者であるのみならず、その主たる敎徒の中には、農民、地主、軍人、貴族、等々がある——があつて問題は著しく錯雜してゐる。

ヒツトラー政權の勝利前には、獨逸の大小自作農、敬虔な小作人等は、一般的に共產主義が勃興するのをみて脅々としてゐた。獨逸の人口の大部分は農業に從事してゐるのだから、この點では農民の共產主義に對する警戒は注目しなくてはならぬ。ナチスに投票した獨逸人の多くは、「アリアン」と「非アリアン」の問題、特に反猶太主義といふものに對して何等一般的な見解を有してゐたわけではなかつたと云はれてゐる。尤も、宗敎改革の時代にスペインから追放され、バルカン、ブルガリー邊から獨逸に入り込んだ猶太人は、獨逸農民に金貸をしたものが多いので、この點では多少の對立もあり、又農村は特に宗敎的色彩が强いから猶太敎に對する宗敎的反感があつたことは事實であらう。實際に於て、そうした何等かの根據が絕無であつたらナチスの排猶太主義は、一般地方に浸透することはなかつたであらう。併し結局するところ彼等がナチスを支持したのは、ナチスの反セム主義によつてであることは明かである。宗敎的對立と云つても、キリスト敎、特にカソリック敎がナチスの民族主義に或種の反對を示してゐることに見てもわかるやうに、ナチヂム程ではないのである。

農村生活者等は、カソリック中央黨と社會民主黨の支持する政府が、赤禍を打破る力のないことを知

つた。ヒツトラーは斷乎として赤化反對であり、獨逸共產黨の中には相當有力な若い猶太人等居た。全獨逸猶太人のうち共產主義に同情を寄せたものは二乃至三パーセントだと見る人もゐる（"The Jew To-day." Sidney Dark. 1934.）が、社會民主黨員としての猶太人は遙かに多い。カソリック敎徒が結局ヒツトラーを支持するに至つたのも共產主義反對の立場からだと見ていゝであらう。

他方に於て、地方農民が、都市との對立に於て、資本主義の矛盾に苦惱してゐたといふことも忘れてはならない。然るにこの都市を代表する資本主義自身の中に於ける猶太人と獨逸人との對立（並に猶太人自身の對立）があり、又兩民族の中商工業者、智識階級等の中にも競爭壓軋があつて、これら近代的對立よりする思想並に運動は、直ちに地方一般に支配的影響を及ぼすに至つたのである。

ナチス政權に於ける中產階級の地位については既に一言したが、ナチズムの排猶太主義が、共產主義反對の立前と結合してゐたことは、農村の支持を得るに至つた一因と見做していゝであらう。

大戰前から獨逸にゐた猶太人のうち、スペインからアムステルダムに逃れ、更にハンブルグ、ウィーン等に這入つたものの多くは金融業を營んでゐたもので、この系統のものは今日の獨逸の上層猶太人をなしてゐる。元來獨逸には、英米佛等にあるやうな巨大な猶太財閥といふものはないが、金融界には廣く根を張つてゐた。工業方面にも概して大勢力といふものを有してはゐない。然し、世界のあらゆる國の統計が示すやうに猶太人の都市集中生活の結果、猶太人と各民族との對立は何時でも重要な

猶太人は、歸化、國籍の取消を受けず、獨逸人としての取扱をうけるので、實際に於て數十萬の猶太人は除外例とならう。(今回のラート射殺事件による十億ライヒスマルクの罰金がこれらの獨逸人としての猶太人にまで課せられるか否かは不明であるが……)さうして見ると在獨猶太人自身の間にも或る種の利害の對立が存在するといふことが推せられる。然し私はこの點について未だ何等の資料をも見出すことが出來ない。

ナチスによつて放逐せられた十五萬の猶太人は主として智識階級、中産階級、及び勞働者で、これらは危急存亡にあつた獨逸民族經濟を救出するのに多少役立つたと見てゐゝであらう。蓋し、國民各層の自覺による各方面に於ける積極的活動と軍備の充實とは、獨逸人の失業者を吸收して之を減じたが、更に十五萬の猶太人人口の減少は之に對して若干の助成となつたであらうから。これによつて、獨逸國內の猶太人中產者及び勞働者の窮乏による彼等の赤化からする國內不安を除去し、同時にまた獨逸民族中商工業者の安定を得るといふ一石二鳥的效果があつたことは否めない。そしてこれこそ、危機を切拔け、後日の雄飛をなすためにナチス獨逸にとつては絕對的に必要であるとされたものだつたのである。

次に猶太人排斥は、資本主義並に共產主義を共に猶太的なものとして排擊すべしといふことによつて、間接に獨逸人資本家及び獨逸人共產主義者特に、社會主義者及自由主義者を制禦又は彈壓すると

ころに特殊な政策的意義があるやうに思はれる。民族的危機を切り拔けるためには、從來の資本主義經濟に徹底的な變革を加へねばならぬが、併し之を絶對的に排斥することは却つて、逆の效果を生せざるを得ない。勞働と資本との構成を從來の自由主義的、或は階級支配的なものとせず之を民族の立場から「全體主義的」に統制しなければならぬ。これがナチスの基本精神であつて、猶太人に當てはめて獨逸民族資本家や社會主義者、自由主義者を自戒せしむることは、その徹底せる民族主義を貫く上に功果的であつたことは疑ひない所である。例へば一九三五年以來急激に行はれた猶太人狩りと共に、ナチス政府は、シャハト經濟相や軍部との關係を是正統禦し、ライン非武装地帶へ進出したときの如きも、之等の勢力とナチス政府との間に若干の見解の相違が生じたが「猶太資本主義排撃」の運動强化と平行してライン進軍が敢行された如きは、そこに何等かの連關がありはしないかと思はれる。獨逸の軍部は、前に一言したやうに、ユンケルに强い背景をもち、シャハト經濟相は自ら大工業を所有し、又自分の作り上げた獨逸經濟會議所に加入せしめた鑛鐵王チッセンをはじめ、軍需工業のクルップ、電氣王シーメンス、鑛鐵王フェグラー、銀行王シュレーダーをはじめ千五百萬の財界人を牛耳つて、ヒットラーを支持してゐる。階級の存在を否定せず、たゞ階級鬪爭を否定して全體主義的民族經濟を確立せんとする國民社會主義政權にとつては、自由主義的利潤追求の資本家や、共產主義を支持する勞働者に强壓を加へて、公正なる發展を導き出すことは、何よりも重視さるべきことである。

以上は獨逸排猶太政策の對內的方面の瞥見である。次に對外的意義は如何といふに、これも亦その現實具體的な外交政策と緊密に結びついてゐる。然かも一國の外交政策は、その國の內政の延長とも見られるもので、兩者間には不可分の關係が存在する。

對蘇政策に、猶太ヴォルシェヴィズムの極印が打ちつけられ、獨墺合併にもその特有の民族理論が利用され、オーストリア內部からも之に應呼して猛烈な排猶太運動が行はれた。チェコ問題、スペイン革命の場合も同樣であり、その他、英、佛、米等との間の外交問題についても、つねに「猶太的」なる極印が用意されてゐる。茲には巧妙な政策的意義が存在するのであつて、例へば英國を攻撃する場合に之を「猶太的英國」と銘打つ反面に於て、巧に英國內に於ける親獨的分子と握手する余地を殘さんとするものであり、之は甚だ效果的でさへある。

第三節　伊太利猶太政策の現實現基礎

伊太利在住の猶太人口は、一九三〇年四月二十一日の國勢調查によれば總計四萬七千八百二十五名であつて、伊太利全人口との比率は千人に對して一・二人の割である。

（註）獨逸統計局の „Wirtschaft u. Statistik“ 1938. もこの數字を擧げてゐる。「ジュイッシュ・クロニクル」誌の編輯にかゝる一九三七年度の “Jewish Year-book.” によれば、一九三〇年の伊太利在住猶太人口は七萬四千八百二十五名となつてゐる。國勢調查の猶太人數は、伊太利國籍を有する猶太人は勿論、獨、佛、英、米等の國籍を有する猶太人は含んでゐない。他方「猶太人年鑑」の分は、改宗者を含まないのであるから、實際に於ては、是等の數字以上の猶太人が存在する

ものと思はれる。併し玆では、伊太利政府自身の排猶太政策を問題とするであるから、政府の統計を基調にして考察するがいゝであらう。

伊太利のカソリック教徒は四千百一萬四千人で、全人口との比は千人に對して九百九十六・一人の割になる。猶太人口は地方に散布してゐないで、若干の主要都市に集中して居り（この點は獨・墺でも同樣である。猶太人の都市集中は世界的に顯著な現象と見られてゐる。）その中でも最も重要なのはトリエスト、レグホルン、アンコーナ等である。但しローマには割合に少く、約三千名ばかりが居るに過ぎない。その後、特に獨逸の猶太人追放、アンシュルス後のオーストリア猶太人排斥等によつて伊太利に流れ込む數は漸次增大し、特に北方のトリエスト等はさうであつたが、併し之等のものを計算に入れても現在の在伊猶太人口は總計五萬內外であると見られてゐる。

以上のやうに在伊猶太人の絕對數から云つても、亦伊太利全人口に對する比率から云つても、特に伊太利に於て猶太人排斥が問題となるとも考へられないのであり、特に、今度の退去令によつて處分される猶太人は略〻一萬人位のものと考へらてゐるのであつてその他は殆んど大戰前よりの在住者と見てゐゝ位であるから、益々伊太利の猶太人排斥運動の「政策性」が問題となるわけである。

尤も前にも云つたやうに人口の大小だけでその本質を云々することは出來ぬが、少くとも獨逸に比して伊太利では猶太人から受けた、又受けつゝある影響は可なり小さいものだといふことは確實であ

る。それだけに伊太利に於ては猶太人排斥は獨逸の場合よりも、或る意味に於てはもつと「政策的」であると云へる。

對內的には、ファッショ的統一のために伊太利の資本主義及共產主義を制壓統禦するにその民族原則、從つて又排猶太政策が適用されることは獨逸の場合と同樣であるが、ナチズムの民族主義が、發生的にも原理的にも猶太人排斥に殆んど不可分に結びついてゐるに對して、伊太利ファッシズムは、猶太人排斥を公然たる國策となすに至つた現在に於てさへも、猶原則的には猶太人を絕對的に排斥するのではなく、たゞファッシスト・レヂーメを否定する猶太人を排斥すると言明してゐる。伊太利の場合は獨逸と異つて稍合理的だと云ふ感を與へる。この兩者の差異は、兩國に於ける猶太人の傳統と、獨伊兩民族自體の歷史と現存在との差異から生じたものである。就中、獨逸が歐洲大戰に於ける戰敗國として、その內的統一を失つて猶太人の勢力を增大し、又、外的にも聯合國の組織した國際聯盟の制壓を受け、しかも聯盟の重要なポストが多く猶太人によつて占められてゐた等のことから獨逸民族の解放といふことは同時に猶太人排除といふ問題となつて現はれたのであるが、之に對して伊太利は大戰中當初は獨・墺・伊三國同盟の關係と英・佛・伊間の利害關係から中立的立場を持し、一九一五年に至つて遂に聯合國側に屬し、戰後國際聯盟の支持者となつたものであり、又戰後の伊太利はロシャ革命の影響によつて共產主義が漫延して破壞的影響を及ぼしたが、獨逸程の絕望的狀態には陷らなかつた。

尤もこれは伊太利が共產主義によつて受けた深刻な苦惱を否定することではない。大戰の結末の年には伊太利社會黨は斷然優勢を持し、然もそれは著しく共產主義の色彩を示しつゝあつた。之に對して一九一九年一月に創設せられたカソリック黨は、この共產主義的色彩をもつ社會主義に對抗して白色インターナショナルを組織せんとし、その他自由黨、民主黨、國民黨等が相對立してゐたが時局を拾收する勢力となり得ず、共產主義は益々猖獗し、ストライキ、小作爭議、工場占領、暴動の頻發となり階級鬪爭は次第に革命化しつゝあつた。革命的サンヂカリストであつたムッソリーを先頭とするファッシズムはかゝる戰後の渾沌の中に生れ出で、一九二二年十月には遂にファッシストのローマ進軍成り玆にファッシスモ(組合)國家が形成の緒についたのである。

然し乍ら、伊太利ではこの反共產主義、反資本主義を標榜するファッショ運動は、何等特別な反セム主義政策を伴はなかつたことは前章で述べた通りであるがこれは先づ第一に伊太利の古來よりの歷史的傳統に於いてさうなのであると云つていゝであらう。卽ち世界帝國としてのローマの傳統を繼いで、近代伊太利の民族的統一の機に臨んでも、伊太利は猶太とギリシャとの間に別個に存在せる宗敎、藝術等の文化融合を使命とするものだといふ國民意識が勃興したのであつてマッチーニ Giuseppe Mazzini の如きも略々同樣の見解を有してゐた。次に伊太利に於ける猶太人口の比較的少いこと、特に獨逸、フランス等と異つて猶太人が政治經濟上の支配權を握つてゐなかつたこと、及び伊太利が大

戰中聯合國側に屬し戰後も國際聯盟に於て獨逸とは異つた地位にあつたこと等にも因るのである。

勿論、猶太人の一部と伊太利人の間との風俗、習慣、宗教等の對立は、古くより存在し、又個々の經濟的競爭も行はれてゐたのであるが、ファッシズム伊太利にとつて猶太人排斥が、現實的問題となり始めたのは何と云つても、一九三五年に勃發したエチオピア戰爭に關聯した國際聯盟諸國の對伊經濟制裁を契機としてゐることを認めなくてはならぬ。卽ち、ファッショ伊太利の排猶太人政策は、その對內的意義よりも、その對外的意義により多く依存してゐると考へられる所以である。エチオピア戰爭自體について見ても、聯盟との關係を除外して見れば、伊太利は何等特に猶太人に對して反感を示すべき根據を有しないのであつて、エチオピヤ遠征にも猶太人は義勇兵として伊太利軍に多數參加して居り、その中の百五十名は重要な地位を約束されてハラールに止まり、彼等の指揮官たる猶太人モディアーノは、アヂス・アベバに於て重要な地位につくべく出發したとの報導も見えた位である。
(" The American Hebrew." 12, June, 1937.)

然し對外的に見れば、共產主義のソ聯邦をはじめ英・佛・米等のデモクラシイ諸國は、ファッシズムを以てデモクラシイの敵として攻擊して居り、特に國際聯盟の對伊制裁、續いて、伊太利の聯盟脫退等により、玆に伊太利が猶太人問題を採り上げるに至る現實的基礎が造られたのである。伊太利反セム主義ははじめは反シォニズムとして現はれてゐるのであつて、一九三六年頃までは、伊太利諸新聞

も殆んど反シオン主義を持してゐた。これは又、聯盟、特に之を牛耳る英國に對する攻擊手段とされ、シオニズムは英國と不可分のものであり、英國は伊太利の敵であるからシオニズムも亦伊太利の敵として排擊さるべきだ、との論法を用ひてゐる。又、共產主義國として伊太利に對立し、聯盟の對伊制裁を强硬に主張したソ聯邦に對しても、シオニズムとボルシェヴィズムとは裏面的關係を有すると論じて之を排猶太主義に結びつけてゐる。對英關係に於てはパレスタインが問題となり、伊太利自身の近東政策と結合してアラビア回敎徒の懷柔策として、反猶太、反英的傾向を利用してゐる。この回敎徒懷柔策は、リビア、エレトリア、エチオピア等の伊太利植民地統治についても利用されて居る。エチオピアの場合には、その討征に當つては、アビシニア民族は未だ野蠻の狀態にあるもので優秀なるアリアン人の指導に服すべきものといふアリアン民族原則が唱へられ、その征服なつて統治問題となつては、エチオピヤの回敎徒やキリスト敎徒を懷柔するために猶太人問題が利用されたのである。

然し、ナチス獨逸の猶太人排斥が伊太利に對して與へた影響は矢張り見逃すことは出來ないであらう。これは勿論、ムツソリーニの云つたやうに單なる模放でないことは、上述したやうな獨伊兩國の歷史的差異によるだけでも明かであらう。然しこのことは獨逸の猶太人排斥が伊太利に對して影響を與へたのみならず、又或點に於ては共通の根據を有するといふことを否定するに足るものではない。

特に、國際聯盟脫退者たる日・獨・伊防共協定の成立（一九三七年）以來、獨逸の猶太人排斥が伊太利

に與へた影響は否定されない。伊太利の猶太人排斥政策が防共協定成立間もなく確定されたことは之を物語るものと云つていゝであらう。特に共産主義排撃と猶太人排斥とを結びつけて考へ、この兩者間の緊密なる關係を認識するに至つたといふ點ではさうであらう。

要するに、ヨーロッパをめぐる第二次世界大戰の脅威は、ファッショ伊太利の國內統一を益々緊要ならしめ、之がために民族ブルジョアジーや共産主義者を統制するために對內策として猶太人問題が取り上げられるといふこと、及び戰爭を目前にして伊太利をスパイする一般外國人を警戒し、又、獨・墺の被追放猶太人の伊太利流入を防止せんとする目的等のためにも亦之が利用されるといふこと——(是等被追放猶太人が、多く無產者、中產者であることをもう一度思ひ合はせて見る必要がある)——この邊が恐らく伊太利の猶太人政策の內政的意義を成すものであらう。

最後に、ファッシストの排猶太政策とローマ法王朝との對立について一言しておきたい。この點は獨逸の場合とは甚だその實際的基礎を異にしてゐる。勿論カソリックの敎義よりする、排猶太理論に對する原則的な立場はナチスに對する場合と少しも違つてゐない。たゞナチスが猶太人に對して全面的反對の原理を掲げ(實際的には必ずしもさうではないが)、ファッショが原則的には必ずしも猶太人を排斥しないといふ違ひによつて、之に對する法王朝の相對的態度の差は存在すると見なくてはならぬ。この點では確かにナチズムよりもファッシズムの方がカソリックの敎義と和解し易いと云へやう。

だからムッソリーニが、ピウス法王の「伊太利はナチスの眞似をしてゐる」といふ説に反駁を加へ、伊太利はその獨自の創造的民族原理に立つのだと云つた場合、この兩者は對立してゐるといふよりも、むしろその原則に於てより融和的であることを示すことになるのである。しかし教條及び理論の外に、その實際的、現實的な基礎についてはどうであらうか。この點に於いても我々は獨逸の場合と甚だ相違してゐることを認めるのである。

先づ人口の點から考察して見やう。獨逸のカソリック教徒は、一九三三年六月十六日の調査によれば二一、七六〇、〇六五人(ザール地方を含む)で、全獨逸人口千人につき三二九・六人の割合である。(„Statistisches Jahrbuch für das Deutche Reich.“ 1936. von Statistisches Reichsamt.) 之に反して伊太利のカソリック教徒は既述のやうに、伊太利全人口千人について實に九九六・一人であつて、伊太利人はその殆ど全部がカソリック教徒であると云つて差支へないのである。だから茲では、カソリック教徒であると云ふだけによつては、その社會的、經濟的基礎を云々することは出來難い。これは、伊太利の封建制から近代社會への政治、經濟的變革に伴ふ宗教的變革が、獨逸の如き對立的分岐(カソリックに對するルーテル教の發生)として現はれてゐないといふことに結びついてゐる。と云つても伊太利では、かゝる社會の發展に照應する宗教的改革が全然存在しなかつたのではなく、カソリックの根本的教義にこそ變革はなかつたが、形式を去つて精神に歸るといふルーテルやカルヴィンの宗

敎改革の精神は蔽ひ難く顯はれてゐる。法王は世俗的な支配權から去つて、精神的、宗敎的支配に歸るべきだといふのがその中心觀念をなしてゐる。然しこの問題は決して一擧にして片付かなかつた。否、この問題——（それはサヴォイア王家と法王廳、ローマ敎會と國家の問題である）——を始めて解決したものは實にファッシストであると稱していゝ位である。元來社會主義者であつたムッソリーニ自身は宗敎に餘り關心を有しないといふより寧ろ無神論者として通つてゐる。然し彼は敎會が有してゐる現勢力を無視又は輕視しなかつた。彼は法王廳と政府との百年來の鬪爭を勢力の浪費と見做したのである。

大戰によつて伊太利自體と共に疲憊してゐたヴァチカンは、戰後の恐慌に乘ずる共產主義の脅威に對してファッシズムと共通の利害に立つた。兩者の間に種々の步み寄りがあつた後、遂に一九二九年二月十一日ムッソリーニとヴァチカンのガスパリ樞機官との間に協定が結ばれ、六月十三日に伊太利議會の批准を經て確定された。これと共にラテラン協定が成立し、これには政治條約、金融處置、コンコルダートが含まれてゐ、この協定によつてヴァチカンは一個の獨立國となつた。法王廳は伊太利王國とその首都ローマを承認し、伊太利王國は法王をヴァチカン國家の主權者として承認した。

ヴァチカンは獨立國である。從つてファッシスト政府の民族政策に對して干涉すべき權能は有してゐないのである。然しその殆んど全國民がカソリック敎徒である伊太利にとつて、カソリック敎の「宇

宙家族」の敎義に眞向から對立することは統治者として拙劣な態度である。又伊太利は實際に於てそれほど迄に排外的民族主義を形成する要もなかつたのである。反猶太主義についても同然である。ムッソリーニ自身が、猶太敎のカソリック敎への發展を認め、しかもこのことを可能ならしめたものは實に世界のローマであると語つてゐるのである。「それはパレスチナで生れてローマでカソリックとなつた宗敎である。もしパレスチナで停つてゐたとしたら、熱狂的雰圍氣の中に榮えた少數宗派の一つ以上の意義をかち得なかつただらうし、また猶太敎の僧侶乃至治療醫の運動以上に出なかつたであらう……」と。

要之、獨逸では猶太敎及びカソリック敎會に對して公然の闘爭が行はれたが、伊太利ではカソリック敎會とファッシスト國家の間に一種の提携が成つてゐるのであつて、これはヴァチカンが伊太利に存在し、伊太利國民が殆んどカソリック敎徒であるといふこと及びその長き歴史的諸條件によつてさうなのである。然しこの提携は本質的な融合ではないといふところにファッシストのカソリック敎會に對する特殊の政策が生れるのである。

猶、伊太利王國内のカソリック敎徒の一部はカソリック民衆黨を組織したが、これは保守黨と合同したところに見てもわかるやうに伊太利の保守的勢力を代表してゐたものである。この黨並にカソリック協同組合は、ファッシスト制下にあつて自發的な形で解消した。

参考統計

（但しこの項は目下補遺中也）

獨逸に於ける猶太人（猶太教を信奉するもの）の統計

（一九三三年六月一六日の人口及職業調査）

（,, Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich.“ 1936. による。）

（註）＊ ザール地方を除く。一九三五年六月二十五日の人口調査によればザール地方の猶太人は三、一一七人で、そのうち一、三三〇人は大ザールブリュッケン市に居る。

(a) 邦、州市及び地方公共團體別猶太人口

邦及州市	猶太人	總人口トノ百分比	猶太人口トノ百分比
東プロイセン	八、八三八	〇・四	一・八
ベルリン	一六〇、五六四	三・八	三二・一
ブランデンブルグ	七、六一六	〇・三	一・五
ポメールン	六、三一七	〇・三	一・三
グレンツマルク、ポーゼン・ウエストプロイセン	二、七七五	〇・八	〇・六
下シュレジエン	二五、一四五	〇・八	五・〇
上シュレジエン	九、二二八	〇・六	一・八
ザクセン	七、一四六	〇・二	一・四
シュレスウイツヒ、ホルシュタイン	三、一一七	〇・二	〇・六
ハンノーヴァー	一二、六一一	〇・四	二・五

ウエストファーレン	一八、八一九	〇・四	三・八
ヘッセン、ナッソオ	四六、九二三	一・八	九・四
ライン地方	五二、四二六	〇・七	一〇・五
ホーヘンツオルレン領	三〇一	〇・四	〇・一
プロイセン	**三六一、八二六**	**〇・九**	**七二・四**
上バイエルン	九、五二二	〇・五	一・九
下バイエルン及上プアルツ	一、二九七	〇・一	〇・二
上フランケン及中部フランケン	一三、七五四	〇・八	二・八
下フランケン	八、五二〇	一・一	一・七
シュワーベン	二、三五九	〇・三	〇・五
プアルツ	六、四八七	〇・七	一・三
バイエルン	**四一、九三九**	**〇・五**	**八・四**
ザクセン	**二〇、五八四**	**〇・四**	**四・一**
ビュルテンベルク	**一〇、〇二三**	**〇・四**	**二・〇**
バーデン	**二〇、六一七**	**〇・九**	**四・一**
チューリンゲン	**二、八八二**	**〇・二**	**〇・六**
ヘッセン	**一七、八八八**	**一・三**	**三・六**
ハムブルグ	**一六、九七三**	**一・四**	**三・四**
メックレンブルグ	**一、〇〇三**	**〇・一**	**〇・二**
オルデンブルグ	**一、二四〇**	**〇・二**	**〇・三**
ブラウンシュワイヒ	**一、一七四**	**〇・二**	**〇・二**
ブレーメン	**一、四三八**	**〇・四**	**〇・三**
アンハルト	**九〇一**	**〇・二**	**〇・二**

リ　ッ　ペ	五一〇	〇・三	〇・一
リ　ユ　ベ　ッ　ク	四九七	〇・四	〇・一
シャウムブルグ・リッペ	一八七	〇・四	〇・〇
猶太人總計	**四九九、六八二**	**〇・八**	**一〇〇**
其うち公共團體中に住めるもの（註）*			
一〇、〇〇〇人以下の住民を有つ公共團體	七七、一六八	〇・二	一五・五
一〇、〇〇〇以上二〇、〇〇〇人迄のもの	一七、一七二	〇・四	三・四
二〇、〇〇〇以上五〇、〇〇〇人迄のもの	二五、七一四	〇・五	五・一
五〇、〇〇〇以上一〇〇、〇〇〇人迄のもの	二五、五〇八	〇・七	五・一
一〇〇、〇〇〇人及それ以上のもの	三五四、一二〇	一・八	七〇・九
そのうち　ベルリンに於けるもの	一六〇、五六四	三・八	三二・一
フランクフルト・アム・マイン、ブレスラウ、ハムブルグ、ケルン、ライプチッヒに於けるもの	八九、六二五	二・四	一七・九

(b) 出生別猶太人

出生	數	百分比
猶太人のうち		
1. **ドイツ帝國にて生れたるもの**	**三七九、四三九**	**七五・九**
そのうち在獨外國系猶太人	三八、九一九	七・八
2. **分割された地方にて生れたるもの**	**四六、五五〇**	**九・三**
そのうち在外ドイツ國籍猶太人	二、三九三	〇・五
3. **其他諸外國にて生れたるもの**	**七三、二〇六**	**一四・七**
そのうち在獨外國系猶太人	五七、二一八	一一・五

其他諸外國にて生れたる猶太人の兩親より生れたる猶太人

1. ポーランド生	四七、一五九	九・四
2. ロシア（サヴエート・ロシア）生	四、七四二	〇・九
3. チエコスロヴァキヤ生	三、八八二	〇・八
4. オーストリヤ生	三、二三七	〇・七
5. ルーマニヤ生	三、一三八	〇・六
6. ハンガリー生	二、二九五	〇・五
7. リトアニア生	一、四二〇	〇・三
8. レツトランド生	一、二六六	〇・三
9. オランダ生	一、〇九九	〇・二
10. 其他の諸國家	四、九六八	一・〇
4. 不明	四八七	〇・一
そのうち在獨外國系猶太人	二一七	〇・〇
猶太人總計（註）*	**四九九、六八二**	**一〇〇**

(c) 國籍別猶太人

國籍	數	猶太人口との百分比	ドイツに於ける前記諸外國籍人人口に對する百分比
獨逸國籍を有する獨逸在住者	**四〇〇、九三五**	**八〇・二**	**〇・六**
外國國籍を有する獨逸在住者	**九八、七四七**	**一九・八**	**一三・〇**
そのうち　ポーランド	五六、四八〇	一一・三	三八・一
オーストリヤ	四、六四七	〇・九	五・八
チエコスロヴァキヤ	四、二七五	〇・九	二・三

ハンガリー	二、二八〇	〇・五	二一・八
ルーマニヤ	二、二一〇	〇・四	四七・七
ロシヤ（サヴエート・ロシヤ）	一、六五〇	〇・三	一二・九
オランダ	一、六〇四	〇・三	二・〇
リトアニア	九〇三	〇・二	二八・一
レットランド	八二七	〇・二	三〇・二
グレートブリテン及北方アイルランド	五三二	〇・一	九・二
トルコ	七五三	〇・二	四五・〇
其他のヨーロッパ諸國	一、六九二	〇・三	一・四
アメリカ合衆國	五三六	〇・一	七・八
其他の外ヨーロッパ諸國	三九八	〇・一	七・八
無國籍	一九、七四六	四・〇	二二・三
不明のもの	二一四	〇・〇	四三・三
猶太人總計（註）*	**四九九、六八二**	**一〇〇**	**〇・八**

(d) 猶太人の職業及社會的編成

經濟部門及び主要經濟團體及分派

經濟部門、團體及分派	俸給生活者 數	俸給生活者 百分比	職業歸屬者 數	職業歸屬者 百分比
1. **農業及林業**	四、一六七	一・七	五、一二四	一・〇
2. 3. **工業及手工業**	五五、六五五	二三・一	九五、四七二	一九・一
そのうち				

・三五　食料及嗜好品業	一〇、五六八	四・四	一七、七七九	三・六
三五四　肉業及漁業	五、九六六	二・五	九、七八一	二・〇
・三六　被服業	二二、〇二四	九・二	三六、五七八	七・三
三六一　仕立業	一四、八二三	六・二	二四、七〇二	四・九
4. 商業及運輸	**一四七、三二四**	**六一・三**	**二六二、二一三**	**五二・五**
そのうち				
・四一　商業經營	一三七、〇四八	五七・〇	二四四、三八六	四八・九
四四一　商品業	一一四、六五九	四七・七	二〇一、一四八	四〇・三
四一四　不動産業、仲介業その他	一七、一〇〇	七・一	三三、八一二	六・八
・四二　銀行及保險業	六、二七二	二・六	一一、四七三	二・三
四二一　銀行及取引所業	四、〇八五	一・七	七、三八五	一・五
5. 公務及私的奉仕（家庭奉仕を除く）	**二九、九七四**	**一二・五**	**五三、四四三**	**一〇・七**
そのうち				
・五一　行政、教會、教育經營その他	一四、八三八	六・二	二七、七四七	五・六
五一六　法律及經濟相談所その他	六、二四九	二・六	一二、〇八四	二・四
・五二　健康及衞生所	一〇、八一一	四・五	一九、九五六	四・〇
五二一　看護所及療病院その他	九、一〇五	三・八	一六、八七八	三・四
6. 家庭奉仕	**三、三七七**	**一・四**	**三、四九四**	**〇・七**
1.乃至6.の俸給生活者合計	**二四〇、四八七**	**一〇〇**	**四一九、七五六**	**八四・〇**
そのうち無俸給者	三三、六六一	一四・〇	四九、七三四	一〇・〇
7. 無職にして自活せるもの	**六〇、九四一**	—	**七九、九二六**	**一六・〇**
猶太人合計	—	—	**四九九、六八二**	**一〇〇**

社會的地位の編成

職業に於ける地位				
自活者	一一〇、六六九	四六・〇	二三八、九七〇	四七・八
協力する家族員	二三、一六〇	九・六	二四、三五〇	四・九
官吏	二、二七五	一・〇	四、六七五	一・〇
使用人（銀行會社）	八〇、五五九	三三・五	一一六、六一七	二三・三
勞働者	二〇、九二一	八・七	三二、一四八	六・四
家庭使用人	二、九〇三	一・二	二、九九六	〇・六
俸給生活者合計	**二四〇、四八七**	**一〇〇**	**四一九、七五六**	**八四・〇**
無職にして自活せるもの	六〇、九四一		七九、九二六	一六・〇
猶太人合計			**四九九、六八二**	**一〇〇**

（一九三三年六月一六日人口調査）＊註

猶太人 男	猶太人 女	外國人 總計 數	外國人 總計 百分比	外國人 男	外國人 女
三四〇	一一、九七八	六九、〇七六	九・一	三五、〇二八	三四、〇四八
八八五	二六、九〇一	一一四、一二〇	一五・一	五七、四八一	五六、六三九
五八〇	三、五三五	一七、一七四	二・三	八、五九六	八、五七八
三八三	一〇、三六四	四四、三七四	五・九	二二、二五一	二二、一二三
八一一	一七、五〇二	六九、四三九	九・二	三五、九八八	三三、四五一
〇四八	八四、一六二	二五三、七七四	三三・五	一二五、四〇四	一二八、三一〇
七六九	七五、七七七	一四九、七八五	一九・八	七四、九七九	七四、八〇六
九三一	三〇、七一六	三九、〇一八	五・一	一七、六四六	二一、三七〇
七四七	**二六〇、九三五**	**七五六、七六〇**	**一〇〇**	**三七七、四三五**	**三七九、三二五**
九七六	一〇八、八八二	四〇一、七九六	五三・一	二一一、九二〇	一八九、八七六
五五七	一〇九、〇三一	三〇四、八四七	四〇・三	一五二、〇二六	一五二、八二一
二一四	四三、〇二二	五〇、一一七	六・六	一三、四八九	三六、六二八

＊註　ザール地方を除く

一九三三年獨逸に於ける總人口、猶太敎猶太人及外國人の年齡・家族狀態 *註

（一九三三年六月一六日人口調査）*註

年齡／家族狀態	總人口				猶太敎猶太人				外國人			
	總計 數	總計 百分比	男	女	總計 數	總計 百分比	男	女	總計 數	總計 百分比	男	女
六歳以下	五,八六〇,八三九	九・〇	二,九七九,七八三	二,八八一,〇五六	二四,三一八	四・九	一二,三四〇	一一,九七八	六九,〇七六	九・一	三五,〇二八	三四,〇四八
六歳より十四歳以下迄	九,一六四,〇八五	一四・〇	四,六五三,四六一	四,五一〇,六二四	五四,七八六	一一・〇	二七,八八五	二六,九〇一	一一四,一二〇	一五・一	五七,四八一	五六,六三九
十四歳より十六歳以下迄	一,二八四,六七二	二・〇	六五四,二五三	六三〇,四一九	七,一一五	一・四	三,五八〇	三,五三五	一七,一七四	二・三	八,五九六	八,五七八
十六歳より二十歳以下迄	三,七七一,九一九	五・八	一,九〇一,六八二	一,八七〇,二三七	二〇,七四七	四・一	一〇,三八三	一〇,三六四	四四,三七四	五・九	二二,二五一	二二,一二三
二十歳より二十五歳以下迄	六,一七四,七一八	九・五	三,〇九三,八八三	三,〇八〇,八三五	三四,三一三	六・九	一六,八一一	一七,五〇二	六九,四三九	九・二	三五,九八八	三三,四五一
二十五歳より四十五歳以下迄	二〇,八九八,五二三	三二・〇	九,九二一,五二三	一〇,九七七,〇〇〇	一六〇,二一〇	三二・一	七六,〇四八	八四,一六二	二五三,七七四	三三・五	一二五,四〇四	一二八,三一〇
四十五歳より六十五歳以下迄	一三,四七九,八二九	二〇・七	六,四〇八,一一八	七,〇七一,七一一	一四五,五四六	二九・一	六九,七六九	七五,七七七	一四九,七八五	一九・八	七四,九七九	七四,八〇六
六十五歳以上	四,五八三,八七六	七・〇	二,〇七二,八五九	二,五一一,〇一七	五二,六四七	一〇・五	二一,九三一	三〇,七一六	三九,〇一八	五・一	一七,六四六	二一,三七〇
合計	**六五,二一八,四六一**	**一〇〇**	**三一,六八五,五六二**	**三三,五三二,八九九**	**四九九,六八二**	**一〇〇**	**二三八,七四七**	**二六〇,九三五**	**七五六,七六〇**	**一〇〇**	**三七七,四三五**	**三七九,三二五**
そのうち												
未婚者	三二,〇九一,〇七二	四九・二	一六,二一二,八八一	一五,八七八,一九一	二二一,八五八	四四・四	一一二,九七六	一〇八,八八二	四〇一,七九六	五三・一	二一一,九二〇	一八九,八七六
既婚者	二八,六二七,八四九	四三・九	一四,三一一,一四〇	一四,三一六,七〇九	二二二,五八八	四四・五	一一三,五五七	一〇九,〇三一	三〇四,八四七	四〇・三	一五二,〇二六	一五二,八二一
鰥寡者及離婚者	四,四九九,五四〇	六・九	一,一六一,五四一	三,三三七,九九九	五五,二三六	一一・一	一二,二一四	四三,〇二二	五〇,一一七	六・六	一三,四八九	三六,六二八

*註　ザール地方を除く

伊太利在住猶太人口　總計　五七、四二五名

州縣別猶太人口 ("Corriere della Sera". 12. 12. 1938)

州縣名	人數
州別	
ラツィオ	一二、九四二
ロムバルディア	一一、五九五
ヴェネツィア・ジュリア及ザーラ	八、二八五
トスカーナ	五、九三一
ピエモンテ	五、四三九
ヴェネト	三、八二二
エミリア	二、九六四
リグリア	二、七七〇
マルケ	一、二一八
ヴェネチア・トリデンティナ	九八九
カムパニア	七一四
ウムブリア	二二八
シシリア	二〇二
アブルッチ及モリーゼ	一三八
プリエ	一二二
サルヂニア	六七
カラブリア	二四
ルカニア	一〇
縣別	
ローマ	一二、七九九
ミラーノ	一〇、二一九
トリエステ	六、〇八五
トリーノ	四、〇六〇
リヴォルノ	二、三三二
フィレンツェ	二、三二六
ヂェノバ	二、二六三
ヴェネチア	二、一八九
カルナーロ	一、七八二
アンコーナ	一、〇三一
ボロニア	一、〇〇〇
ボルツアーノ	九三八
パドヴァ	七四八
フェルラーラ	七三三
ナポリ	六七八
マントヴァ	五八九
モデナ	五四七
アレッサンドリア	四四九
ピザ	四一六
ヴェローナ	四一四
ヴェルチェルリ	三二五
ルツカ	三一五
パルマ	二七四
ゴリチア	二三九
スペチア	二一九
シエーナ	二一九
コモ	一九七
ブレシヤ	一九五
イムペリア	一九三
クネオ	一八二
ペルーヂア	一八〇
ノヴァラ	一七〇
ヴァレーゼ	一六三
アスケ	一五〇
グロッセート	一四九
トレヴィーゾ	一四七
イストリア	一三〇

フリウリ	一二九
レッジョ・エミリア	一二九
ピアチェンツァ	一二四
ペザーロウルビーノ	一〇九
ロヴィーゴ	一〇九
アオスタ	一〇六
フオルリ	九八
パレルモ	九六
サヴォーナ	九五
ラヴェンナ	八六
マッサ・カララ	七八
カタニア	七五
ベルガモ	七三
ヴィテルボ	六六
アクイラ	六六
ピストイア	六二
パヴィア	六二
バーリ	五九
ヴィチェンツァ	五七
トレント	五一
マチェラータ	五一
ザーラ	四九
カリアリ	四九
クレモーネ	四八
テルニ	四八
フロジノーネ	三五
リットリオ	三四
アレッツォ	三四
サレルノ	三三
ベッルーノ	二九
ペスカーラ	二九
アスコリ・ピチェーノ	二七
イオニオ	二六
メッシーナ	二一
カンポバッソ	二〇
キエチ	二〇
カタンツァーロ	一五
ブリンヂシ	一四
ゾンヅリオ	一三
フォッヂャ	一二
レッヂェ	一一
サッサリ	一一
リエチ	九
コセンツァ	九
ノヴォーロ	七
ポテンツァ	六
アグリジェント	四
マテーラ	四
アヴェッリーノ	三
シラクーザ	三
テーラモ	三
エンナ	三

此外の諸縣には猶太人なし